

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術
総合開発機構令和6年度特定公募型研究開
発業務（ポスト5G情報通信システム基盤
強化研究開発）に関する報告書及び同報告
書に付する経済産業大臣の意見

本電子媒体（PDF）は原本と相違ない。

令和7年11月21日

経済産業省 商務情報政策局

情報産業課

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第27条の3第2項の規定に基づき、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構令和6年度特定公募型研究開発業務（ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発）に関する報告書を、経済産業大臣の意見を付して報告するものである。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術 総合開発機構令和6年度特定公募型研究開 発業務（ポスト5G情報通信システム基盤 強化型研究開発）に関する報告書及び同報 告書に付する経済産業大臣の意見

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
令和6年度特定公募型研究開発業務（ポスト5G情報通
信システム基盤強化型研究開発）に関する報告書・・・・・・・・・・ 1

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
令和6年度特定公募型研究開発業務（ポスト5G情報通
信システム基盤強化型研究開発）に関する報告書に付す
る経済産業大臣の意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 85

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
令和6年度特定公募型研究開発業務
（ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発）
に関する報告書

目 次

I. 令和6年度特定公募型研究開発業務（ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発）に関する報告書	5
II. 参考資料	15
資料1-1 産業技術・環境・産業標準政策推進研究開発等事業費補助金（ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発基金補助金）交付要綱（20200304財情第1号）	
資料1-2 脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発基金補助金）交付要綱（20230209財情第3号）	
資料1-3 エネルギー使用合理化設備導入促進等対策費補助金（ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発基金補助金）交付要綱（20240305財情第1001号）	
資料1-4 半導体・人工知能関連技術基盤強化対策費補助金（ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発基金補助金）交付要綱（20250129財情第2号）	
資料2-1 産業技術・環境・産業標準政策推進研究開発等事業費補助金（ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発基金補助金）実施要領（20200304財情第1号）	
資料2-2 脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発基金補助金）実施要領（20230209財情第3号）	
資料2-3 エネルギー使用合理化設備導入促進等対策費補助金（ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発基金補助金）実施要領（20240305財情第1001号）	
資料2-4 半導体・人工知能関連技術基盤強化対策費補助金（ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発基金補助金）実施要領（20250129財情第2号）	
資料3-1 ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業の実施に関する規程（2020年3月10日2019年度規程第25号）	
資料3-2 ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発基金の管理及び運用に関する機構達（2020年3月10日2019年度機構達第11号）	
資料4 参照条文等	

I. 令和6年度特定公募型研究開発業務（ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発）に関する報告書

令和6年度特定公募型研究開発業務（ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発）について

1. 基金の概要

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）は、第4期中長期目標において、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第27条の2第1項に基づき、同項に規定する特定公募型研究開発業務（以下「業務」という。）として、ポスト5Gに対応した情報通信システムや当該システムで用いられる半導体等の関連技術、先端的な半導体の設計・製造技術の研究開発及びこれに付随する業務を実施するため、以下の補助金が交付され、その全額を以て基金を造成した。

・産業技術・環境・産業標準政策推進研究開発等事業費補助金（ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発基金補助金）

令和2年3月18日に、産業技術実用化開発事業費補助金（ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発基金補助金）交付要綱（20200304財情第1号）に基づき1,100億円が機構に交付され、令和2年3月30日に、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第16条の3の規定および産業技術実用化開発事業費補助金（ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発基金補助金）実施要領（20200304財情第1号）に基づき、その全額をもって基金を造成した。その後、令和3年3月18日に900億円、令和4年3月14日に1,100億3百万円、令和5年3月7日に4,100億円、令和6年3月16日に6,464億93百万円、令和7年2月17日に598億38百万円が同様に機構に交付され、基金を造成した。なお、令和6年3月6日に産業技術・環境・産業標準政策推進研究開発等事業費補助金（ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発基金補助金）に補助金名称が変更された。

・脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発基金補助金）

令和5年3月7日に、脱炭素化産業成長促進対策費補助金（ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発基金補助金）交付要綱（20230209財情第3号）に基づき750億919万円が機構に交付され、令和5年3月22日に、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第16条の3の規定および脱炭素化産業成長促進対策費補助金（ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発基金補助金）実施要領（20230209財情第3号）に基づき、基金を造成した。その後、令和6年3月19日に281億円、令和7年2月17日に1,576億16百万円が同様に機構に交付され、基金を造成した。なお、令和6年3月6日に脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発基金補助金）に補助金名称が変更された。

・エネルギー使用合理化設備導入促進等対策費補助金（ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発基金補助金）

令和6年3月19日に、エネルギー使用合理化設備導入促進等対策費補助金（ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発基金補助金）交付要綱（20240305財情第1001号）に基づき27億円が機構に交付され、令和6年3月27日に、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第16条の3の規定およびエネルギー使用合理化設備導入促進等対策費補助金（ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発基金補助金）実施要領（20240305財情第1001号）に基づき、基金を造成した。

・半導体・人工知能関連技術基盤強化対策費補助金（ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発基金補助金）

令和7年2月17日に、半導体・人工知能関連技術基盤強化対策費補助金（ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発基金補助金）交付要綱（20250129財情第2号）に基づき8,325億63百万円が機構に交付され、令和7年2月25日に、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第16条の3の規定および半導体・人工知能関連技術基盤強化対策費補助金（ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発基金補助金）実施要領（20250129財情第2号）に基づき、基金を造成した。

2. 基金の管理体制等

業務を適切に執行するため、令和元年度に制定した「ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業の実施に関する規程」（2020年3月10日2019年度規程第25号）（資料3-1）に基づき、業務執行を行った。

また、基金を適切に管理・運用するため、令和元年度に制定した「ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発基金の管理及び運用に関する機構達」（2020年3月10日2019年度機構達第11号）（資料3-2）に基づき、基金管理委員会を令和6年度では14回実施し、着実な管理・運用を行った。

3. 業務に係る収入・支出及びその内訳（今後の見込みを含む）について

1) 産業技術・環境・産業標準政策推進研究開発等事業費補助金

(単位：百万円)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
前年度末基金残高 (a)		—	110,000	184,352	250,865	586,960
収入	国からの資金交付額	110,000	90,000	110,003	410,000	646,493
	運用収入	—	1	2	2	5
	その他	—	1	14	23	942
	合計(b)	110,000	90,002	110,019	410,025	647,440
支出	事業費	—	15,212	42,890	73,097	226,747
	管理費	—	439	616	833	1,431
	合計(c)	—	15,650	43,506	73,930	228,178
国庫返納額(d)		—	—	—	—	—
当年度末基金残高 (a+b-c-d)		110,000	184,352	250,865	586,960	1,006,221
(うち国費相当額)		(110,000)	(184,352)	(250,865)	(586,960)	(1,006,221)

		令和6年度	令和7年度 (見込み)
前年度末基金残高 (a)		1,006,221	422,341
収入	国からの資金交付額	59,838	—
	運用収入	438	345
	その他	982	482
	合計(b)	61,258	828
支出	事業費	642,781	267,153
	管理費	2,358	4,378
	合計(c)	645,138	271,531
国庫返納額(d)		—	—
当年度末基金残高 (a+b-c-d)		422,341	151,638
(うち国費相当額)		(422,341)	(151,638)

※令和6年度実績より、事業費および管理費の計上範囲を変更。

2) 脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金

(単位：百万円)

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (見込み)
前年度末基金残高 (a)		—	75,009	99,408	245,536
収 入	国からの資金交 付額	75,009	28,100	157,616	150,200
	運用収入	—	1	57	212
	その他	—	0	0	2
	合計(b)	75,009	28,101	157,674	150,414
支 出	事業費	—	3,595	11,484	202,067
	管理費	—	107	62	6,424
	合計(c)	—	3,702	11,546	208,490
国庫返納額(d)		—	—	—	—
当年度末基金残高 (a+b-c-d)		75,009	99,408	245,536	187,460
(うち国費相当額)		(75,009)	(99,408)	(245,536)	(187,460)

※令和6年度実績より、事業費および管理費の計上範囲を変更。

3) エネルギー使用合理化設備導入促進等対策費補助金

(単位：百万円)

		令和5年度	令和6年度	令和7年度 (見込み)
前年度末基金残高 (a)		—	2,700	2,458
収 入	国からの資金交 付額	2,700	—	—
	運用収入	—	2	2
	その他	—	0	0
	合計(b)	2,700	2	2
支 出	事業費	—	242	1,708
	管理費	—	1	2
	合計(c)	—	243	1,710
国庫返納額(d)		—	—	—
当年度末基金残高 (a+b-c-d)		2,700	2,458	751
(うち国費相当額)		(2,700)	(2,458)	(751)

※令和6年度実績より、事業費および管理費の計上範囲を変更。

4) 半導体・人工知能関連技術基盤強化対策費補助金

(単位：百万円)

		令和6年度	令和7年度 (見込み)
前年度末基金残高 (a)		—	832,563
収 入	国からの資金交 付額	832,563	11,500
	運用収入	—	408
	その他	—	2
	合計(b)	832,563	11,910
支 出	事業費	—	818,470
	管理費	—	7,945
	合計(c)	—	826,415
国庫返納額(d)		—	—
当年度末基金残高 (a+b-c-d)		832,563	18,058
(うち国費相当額)		(832,563)	(18,058)

4. 研究開発事業の実施決定件数・実施決定額

1) 産業技術・環境・産業標準政策推進研究開発等事業費補助金

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施決定件数 (単位:件)	-	34	23	9	15	28
実施決定額 (単位:百万円)	-	71,560	98,872	852,245	117,310	236,472

2) 脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施決定件数 (単位:件)	-	-	-	0	3	2
実施決定額 (単位:百万円)	-	-	-	0	30,200	5,308

3) エネルギー使用合理化設備導入促進等対策費補助金

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施決定件数 (単位:件)	-	-	-	-	0	3
実施決定額 (単位:百万円)	-	-	-	-	0	1,084

4) 半導体・人工知能関連技術基盤強化対策費補助金

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施決定件数 (単位:件)	-	-	-	-	-	0
実施決定額 (単位:百万円)	-	-	-	-	-	0

5. 保有割合

令和6年度末時点での保有割合は「1.00」となる。

＜保有割合の算定根拠＞

(令和6年度末基金残高) ÷ (令和7年度以降業務に必要となる額)

6. 研究開発事業の目標に対する達成度

以下に示す基金事業の目標を達成するため、運営面では、関係規程等を整備するとともに、事業の効果的な取り組みを目指し、経済産業省と適宜協議を行い、着実に事業運営を実施した。

事業面では、経済産業省が策定する研究開発計画に従い、事業の公募を計35回（令和6年度は計11回）を行い、117件の研究開発（ポスト5G情報通信システムの開発：63件、先端半導体製造技術の開発：24件、先導研究：29件、人材育成：1件）を開始。先導研究、人材育成およびその他ステージゲート審査対象外のテーマを除く採択テーマ49件中40件については、2024年度までにステージゲート審査（各開発テーマの研究開発開始から終了までの中間時点で実施する外部有識者による審査）を実施し全件通過、テーマごとの目標に向け着実に推進。また、先導研究以外の採択テーマのうち30件については研究開発期間を終了し、そのうち22件については研究開発期間を終了しテーマごとの最終目標を達成。

＜アウトプット目標＞

・中間目標

テーマごとに設定した最終目標の達成に向けた中間的マイルストーンを達成すること。※研究開発項目①のテーマ「(g3) 競争力ある生成AI基盤モデルの開発(GENIAC) (助成)」については、事業期間が短期間であることから、④人材育成については研究開発自体の項目ではないことから、中間目標の対象外とする。

・最終目標

ポスト5G情報通信システムを構成する各要素及び、ポスト5G情報通信システムに必要な先端半導体の製造技術や材料技術等について、有識者の意見に基づき開発テーマごとに設定した目標を達成したテーマの割合(※)：80%以上

※開発テーマごとに設定した目標を達成したテーマ数/当該時点までに研究開発を完了したテーマ数(先導研究、人材育成は除く)

＜アウトカム目標＞

本事業で開発した技術の実用化率（※）：50%以上

（各採択テーマ終了後概ね3年時点）

※開発した技術が実用化に至ったテーマ数／先導研究及び人材育成以外の採択テーマ数

加えて、既に事業期間が終了したテーマについては、事業化状況の進捗等についてフォローアップを実施した。

次年度以降は、開始した研究開発テーマの進捗管理や、付随する調査・分析、広報等を引き続き実施するとともに、さらなる追加の公募を行う。研究開発の推進においては、その途中段階において、研究開発目標の達成見通しを適宜確認し、必要に応じて所要の改善を行う。また、研究開発終了後はアウトカム目標の達成状況など所要のフォローアップを行い、ポスト5G情報通信システムの開発・製造基盤強化を目指し、取り組みを強化していく。

II. 參考資料

経済産業省

制定 20200304財情第1号

改正 20240305財情第1001号

産業技術・環境・産業標準政策推進研究開発等事業費補助金（ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発基金補助金）交付要綱を次のとおり制定する。

令和2年3月6日

経済産業大臣 梶山 弘志

産業技術・環境・産業標準政策推進研究開発等事業費補助金（ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発基金補助金）交付要綱

（通則）

第1条 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）に対する産業技術・環境・産業標準政策推進研究開発等事業費補助金（ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発基金補助金）（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）、研究活動の不正行為への対応に関する指針（平成19年12月26日経済産業省策定）、公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針（平成20年12月3日経済産業省策定）及びその他の法令の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

第2条 本補助金は、機構が、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第27条の2第1項に基づき、同項に規定する特定公募型研究開発業務として、基金を造成し、当該基金を活用して、ポスト5G（ここでは、現在各国で商用サービスが始まりつつある5Gに対して、更に超低遅延や多数同時接続などの機能が強化された5Gのことを「ポスト5G」という。）に対応した情報通信システム（以下「ポスト5G情報通信システム」という。）や当該システムで用いられる半導体等の関連技術、先端的な半導体の製造技術の研究開発及びこれに附帯する業務を実施することにより、我が国のポスト5G情報通信システムの開発・製造基盤を強化することを目的とする。

(交付の対象)

第3条 経済産業大臣（以下「大臣」という。）は、機構が基金を造成し、別途定める「産業技術・環境・産業標準政策推進研究開発等事業費補助金（ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発基金補助金）実施要領」（以下「実施要領」という。）に定めるポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業（以下「基金事業」という。）を実施するため、予算の範囲内で機構に対して本補助金を交付する。

(交付の申請手続)

第4条 機構は、本補助金の交付を受けようとするときは、交付申請書（様式第1）に大臣が定める書類（以下「添付書類」という。）を添えて、大臣に提出しなければならない。

2 機構は、本補助金の交付の決定を受けた後の事情の変更により交付申請書（様式第1）の内容を変更して基金事業を行う場合には、変更交付申請書（様式第2）に添付書類を添えて速やかに大臣に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第5条 大臣は、前条第1項又は第2項の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、本補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、交付決定通知書（様式第3）を機構に送付するものとする。

2 前条第1項又は第2項の規定による申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

3 大臣は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(補助金の請求)

第6条 機構は、前条第1項により交付決定通知を受け、本補助金の支払を受けようとするときは、補助金支払請求書（様式第4）を大臣に提出しなければならない。

(基金の基本的事項の公表等)

第7条 機構は、基金の造成後、速やかに、基金に係る管理・運用の基本的事項として、実施要領第2の2. に定める事項について公表しなければならない。

2 機構は、基金の額が基金事業等の実施の状況その他の事情に照らして過大であると大臣が認めた場合は、速やかに、交付を受けた補助金の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付しなければならない。

(基金の経理等)

第8条 機構は、基金の経理について、他の経理と明確に区分して収入額及び支出額を記載し、基金の用途を明らかにしておかなければならない。

2 機構は、前項の経理を行う場合、基金運用による収入及び基金事業に要する経費の予算と決算との関係を明らかにした調書（様式第5）を作成し、会計帳簿とともに、基金事業の完了した日の属する年度の終了後5年間、大臣の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(状況報告)

第9条 機構は、基金事業の実施状況について、大臣から要求があった場合には、速やかに状況報告書（様式第6）を大臣に提出しなければならない。

(是正のための措置)

第10条 大臣は、基金の管理・運用又は実施要領に定める基金事業が適切に実施されていないと認めるときは、是正のための措置を採るべきことを機構に命ずることができる。

(交付決定の取消し等)

第11条 大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合には、交付した本補助金の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- 一 機構が、法令、本要綱又はこれらに基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
 - 二 機構が、基金を基金事業以外の用途に使用した場合
 - 三 機構が、基金の管理・運用又は基金事業の実施に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
 - 四 機構が、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合
 - 五 前四号までに掲げる場合のほか、交付決定後に生じた事情の変更等により、基金の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 大臣は、前項の取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 大臣は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第5号に規定する場合を除き、その命令に係る本補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(実績報告)

第12条 機構は、基金の造成が完了した日から起算して30日を経過した日（前条第1項により交付決定の全部の取消しを命じられた場合には、当該命令がなされた日から起算して30日を経過した日）又は基金の造成が完了した日の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第7）を大臣に提出しなければならない。

2 前項の期日については、大臣が特に必要があり、かつ、予算の執行上支障がないと認めるときは、この期日を繰り下げることができる。

(補助金の額の確定等)

第13条 大臣は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類審査及び必要に応じて現地調査等を行い、造成された基金が本補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき本補助金の額を確定し、機構に通知するものとする。

- 2 大臣は、機構に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納にかかる金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(契約及び交付等)

- 第14条 機構は、基金事業を実施するため、委託、売買、請負その他の契約（契約金額100万円未満のものを除く。）、助成金の交付をするに当たり、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方若しくは助成金の交付先としてはならない。ただし、基金事業の運営上、当該事業者でなければ基金事業の実施が困難又は不相当である場合は、大臣の承認を受けて当該事業者を契約の相手方若しくは助成金の交付先とすることができる。
- 2 大臣は、機構が前項本文の規定に違反して経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方若しくは助成金の交付先としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、機構は大臣から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。
 - 3 前2項までの規定は、基金事業の一部を第三者に請け負わせ、委託し、助成金を交付し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、機構は、必要な措置を講じるものとする。

(財産の管理等)

- 第15条 機構は、基金事業（機構が基金事業の一部を第三者に実施させた場合における経費を含む。）により機構が取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、基金事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 機構は、取得財産等について、様式第8による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。
 - 3 機構は、当該年度に取得財産等があるときは、実施要領第2の3.（2）に定める基金に係る業務に関する報告書に様式第9による取得財産等管理明細表を添付しなければならない。

(財産の処分の制限)

- 第16条 取得財産等のうち、処分を制限する財産は、施行令第13条第1号から3号に定める財産、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上かつ使用可能期間が1年以上の機械、器具及びその他の財産とする。
- 2 前項の規定により財産の処分を制限する期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（昭和53年通商産業省告示第360号）に定める期間とする。
 - 3 機構は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第10による申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(情報管理及び秘密保持)

第17条 機構は、基金事業の実施に際し知り得た第三者の情報であつて秘密である旨表示されたもの(以下「秘密情報」という。)については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、基金事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

なお、秘密情報のうち契約の相手方、助成金の交付先、その他の第三者の秘密情報(基金事業関係者が取得した研究成果、個人情報等を含むがこれらに限定されない。)については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに、経済産業省以外の第三者に対して開示、公表、漏えいしてはならない。

2 前項にかかわらず、次の各号に該当する資料及び情報は秘密情報から除くものとする。

- 一 機構に開示された時点で、既に公知となっていたもの
- 二 機構に開示された後で、機構の責に帰すべき事由によらず公知となったもの
- 三 機構に開示された時点で、既に機構が保有していたもの
- 四 機構が、守秘義務を負うことなく第三者から正当に開示されたもの
- 五 機構が、秘密情報によらずに独自に創作したもの

3 機構は、基金事業の一部を第三者(以下「履行補助者」という。)に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。機構又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も機構による違反行為とみなす。

4 本条の規定は基金事業の完了後も有効とする。

(暴力団排除に関する誓約)

第18条 機構は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(協力事項)

第19条 機構は、知的財産権の利用状況調査、各種評価及び追跡調査に係る資料作成、ヒアリングへの対応並びに委員会等への出席、その他経済産業省からの要求に基づく情報の提供について、基金事業の終了後も機構の負担において経済産業省に協力するものとする。

(その他)

第20条 本要綱に定める事項については、必要が生じた場合に大臣が必要な変更を行うことができるものとする。

附 則

この要綱は、令和2年3月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月6日から施行する。

経済産業省

制定 20230209財情第3号

改正 20240305財情第1001号

脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発基金補助金）交付要綱を次のとおり制定する。

令和5年2月24日

経済産業大臣 西村 康稔

脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発基金補助金）交付要綱

（通則）

第1条 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）に対する脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発基金補助金）（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）、研究活動の不正行為への対応に関する指針（平成19年12月26日経済産業省策定）、公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針（平成20年12月3日経済産業省策定）及びその他の法令の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

第2条 本補助金は、機構が、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第27条の2第1項に基づき、同項に規定する特定公募型研究開発業務として、産業技術実用化開発事業費補助金の交付を受けて基金を造成したポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発基金に積み増しを行い、当該基金を活用して、ポスト5G（ここでは、現在各国で商用サービスが始まりつつある5Gに対して、更に超低遅延や多数同時接続などの機能が強化された5Gのことを「ポスト5G」という。）に対応した情報通信システム（以下「ポスト5G情報通信システム」という。）や当該システムで用いられる半導体等の関連技術、先端的な半導体の製造技術の研究開発及びこれに附帯する業務を実施することにより、我が国のポスト5G情報通信システムの開発・製造基

盤の強化及びデジタル社会と脱炭素化の両立の実現を目的とする。

(交付の対象)

第3条 経済産業大臣（以下「大臣」という。）は、別途定める「脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発基金補助金）実施要領」（以下「実施要領」という。）に定めるポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業（以下「基金事業」という。）を実施するため、予算の範囲内で機構に対して本補助金を交付する。

(交付の申請手続)

第4条 機構は、本補助金の交付を受けようとするときは、交付申請書（様式第1）に大臣が定める書類（以下「添付書類」という。）を添えて、大臣に提出しなければならない。

2 機構は、本補助金の交付の決定を受けた後の事情の変更により交付申請書（様式第1）の内容を変更して基金事業を行う場合には、変更交付申請書（様式第2）に添付書類を添えて速やかに大臣に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第5条 大臣は、前条第1項又は第2項の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、本補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、交付決定通知書（様式第3）を機構に送付するものとする。

2 前条第1項又は第2項の規定による申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

3 大臣は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(補助金の請求)

第6条 機構は、前条第1項により交付決定通知を受け、本補助金の支払を受けようとするときは、補助金支払請求書（様式第4）を大臣に提出しなければならない。

(基金の基本的事項の公表等)

第7条 機構は、基金の積み増し後、速やかに、基金に係る管理・運用の基本的事項として、実施要領第2の2. に定める事項について公表しなければならない。

2 機構は、基金の額が基金事業等の実施の状況その他の事情に照らして過大であると大臣が認めた場合は、速やかに、交付を受けた補助金の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付しなければならない。

(基金の経理等)

第8条 機構は、基金の経理について、他の経理と明確に区分して収入額及び支出額を記載し、基金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 機構は、前項の経理を行う場合、基金運用による収入及び基金事業に要する経費の予算と決算との関係を明らかにした調書（様式第5）を作成し、会計帳簿とともに、基金事業の完了した日の属する年度の終了後5年間、大臣の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければ

ならない。

(状況報告)

第9条 機構は、基金事業の実施状況について、大臣から要求があった場合には、速やかに状況報告書（様式第6）を大臣に提出しなければならない。

(是正のための措置)

第10条 大臣は、基金の管理・運用又は実施要領に定める基金事業が適切に実施されていないと認めるときは、是正のための措置を採るべきことを機構に命ずることができる。

(交付決定の取消し等)

第11条 大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合には、交付した本補助金の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- 一 機構が、法令、本要綱又はこれらに基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
 - 二 機構が、基金を基金事業以外の用途に使用した場合
 - 三 機構が、基金の管理・運用又は基金事業の実施に関して不正、怠慢、その他不適當な行為をした場合
 - 四 機構が、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合
 - 五 前四号までに掲げる場合のほか、交付決定後に生じた事情の変更等により、基金の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 大臣は、前項の取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 大臣は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第5号に規定する場合を除き、その命令に係る本補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(実績報告)

第12条 機構は、基金の積み増しが完了した日から起算して30日を経過した日（前条第1項により交付決定の全部の取消しを命じられた場合には、当該命令がなされた日から起算して30日を経過した日）又は基金の積み増しが完了した日の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第7）を大臣に提出しなければならない。

2 前項の期日については、大臣が特に必要があり、かつ、予算の執行上支障がないと認めるときは、この期日を繰り下げることができる。

(補助金の額の確定等)

第13条 大臣は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類審査及び必要に応じて現地調

査等を行い、積み増しされた基金が本補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき本補助金の額を確定し、機構に通知するものとする。

- 2 大臣は、機構に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納にかかる金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(契約及び交付等)

第14条 機構は、基金事業を実施するため、委託、売買、請負その他の契約（契約金額100万円未満のものを除く。）、助成金の交付をするに当たり、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方若しくは助成金の交付先としてはならない。ただし、基金事業の運営上、当該事業者でなければ基金事業の実施が困難又は不相当である場合は、大臣の承認を受けて当該事業者を契約の相手方若しくは助成金の交付先とすることができる。

- 2 大臣は、機構が前項本文の規定に違反して経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方若しくは助成金の交付先としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、機構は大臣から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。
- 3 前2項までの規定は、基金事業の一部を第三者に請け負わせ、委託し、助成金を交付し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、機構は、必要な措置を講じるものとする。

(財産の管理等)

第15条 機構は、基金事業（機構が基金事業の一部を第三者に実施させた場合における経費を含む。）により機構が取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、基金事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 機構は、取得財産等について、様式第8による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。
- 3 機構は、当該年度に取得財産等があるときは、実施要領第2の3.（2）に定める基金に係る業務に関する報告書に様式第9による取得財産等管理明細表を添付しなければならない。

(財産の処分の制限)

第16条 取得財産等のうち、処分を制限する財産は、施行令第13条第1号から3号に定める財産、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上かつ使用可能期間が1年以上の機械、器具及びその他の財産とする。

- 2 前項の規定により財産の処分を制限する期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（昭和53年通商産業省告示第360号）に定める期間とする。
- 3 機構は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第10による申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

い。

(情報管理及び秘密保持)

第17条 機構は、基金事業の実施に際し知り得た第三者の情報であって秘密である旨表示されたもの（以下「秘密情報」という。）については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、基金事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

なお、秘密情報のうち契約の相手方、助成金の交付先、その他の第三者の秘密情報（基金事業関係者が取得した研究成果、個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに、経済産業省以外の第三者に対して開示、公表、漏えいしてはならない。

2 前項にかかわらず、次の各号に該当する資料及び情報は秘密情報から除くものとする。

- 一 機構に開示された時点で、既に公知となっていたもの
- 二 機構に開示された後で、機構の責に帰すべき事由によらず公知となったもの
- 三 機構に開示された時点で、既に機構が保有していたもの
- 四 機構が、守秘義務を負うことなく第三者から正当に開示されたもの
- 五 機構が、秘密情報によらずに独自に創作したもの

3 機構は、基金事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。機構又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も機構による違反行為とみなす。

4 本条の規定は基金事業の完了後も有効とする。

(暴力団排除に関する誓約)

第18条 機構は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(協力事項)

第19条 機構は、知的財産権の利用状況調査、各種評価及び追跡調査に係る資料作成、ヒアリングへの対応並びに委員会等への出席、その他経済産業省からの要求に基づく情報の提供について、基金事業の終了後も機構の負担において経済産業省に協力するものとする。

(その他)

第20条 本要綱に定める事項については、必要が生じた場合に大臣が必要な変更を行うことができるものとする。

附 則

この要綱は、令和5年2月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月6日から施行する。

経済産業省

20240305財情第1001号

エネルギー使用合理化設備導入促進等対策費補助金（ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発基金補助金）交付要綱を次のとおり制定する。

令和6年3月6日

経済産業大臣 齋藤 健

エネルギー使用合理化設備導入促進等対策費補助金（ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発基金補助金）交付要綱

（通則）

第1条 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）に対するエネルギー使用合理化設備導入促進等対策費補助金（ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発基金補助金）（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）、研究活動の不正行為への対応に関する指針（平成19年12月26日経済産業省策定）、公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針（平成20年12月3日経済産業省策定）及びその他の法令の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

第2条 本補助金は、機構が、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第27条の2第1項に基づき、同項に規定する特定公募型研究開発業務として、産業技術実用化開発事業費補助金の交付を受けて基金を造成したポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発基金に積み増しを行い、当該基金を活用して、ポスト5G（ここでは、現在各国で商用サービスが始まりつつある5Gに対して、更に超低遅延や多数同時接続などの機能が強化された5Gのことを「ポスト5G」という。）に対応した情報通信システム（以下「ポスト5G情報通信システム」という。）や当該システムで用いられる半導体等の関連技術、先端的な半導体の製造技術の研究開発及びこれに附随する業務を実施することにより、我が国のポスト5G情報通信システムの開発・製造基盤を強化することを目的とする。

(交付の対象及び補助率)

第3条 経済産業大臣（以下「大臣」という。）は、別途定める「エネルギー使用合理化設備導入促進等対策費補助金（ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発基金補助金）実施要領」（以下「実施要領」という。）に定めるポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業（以下「基金事業」という。）を実施するため、予算の範囲内で機構に対して本補助金を交付する。

(交付の申請手続)

第4条 機構は、本補助金の交付を受けようとするときは、交付申請書（様式第1）に大臣が定める書類（以下「添付書類」という。）を添えて、大臣に提出しなければならない。

2 機構は、本補助金の交付の決定を受けた後の事情の変更により交付申請書（様式第1）の内容を変更して基金事業を行う場合には、変更交付申請書（様式第2）に添付書類を添えて速やかに大臣に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第5条 大臣は、前条第1項又は第2項の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、本補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、交付決定通知書（様式第3）を機構に送付するものとする。

2 前条第1項又は第2項の規定による申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

3 大臣は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(補助金の請求)

第6条 機構は、前条第1項により交付決定通知を受け、本補助金の支払を受けようとするときは、補助金支払請求書（様式第4）を大臣に提出しなければならない。

(基金の基本的事項の公表等)

第7条 機構は、基金の積み増し後、速やかに、基金に係る管理・運用の基本的事項として、実施要領第2の2. に定める事項について公表しなければならない。

2 機構は、基金の額が基金事業等の実施の状況その他の事情に照らして過大であると大臣が認めた場合は、速やかに、交付を受けた補助金の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付しなければならない。

(基金の経理等)

第8条 機構は、基金の経理について、他の経理と明確に区分して収入額及び支出額を記載し、基金の用途を明らかにしておかなければならない。

2 機構は、前項の経理を行う場合、基金運用による収入及び基金事業に要する経費の予算と決算との関係を明らかにした調書（様式第5）を作成し、会計帳簿とともに、基金事業の完了した日の属する年度の終了後5年間、大臣の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(状況報告)

第9条 機構は、基金事業の実施状況について、大臣から要求があった場合には、速やかに状況報告書（様式第6）を大臣に提出しなければならない。

(是正のための措置)

第10条 大臣は、基金の管理・運用又は実施要領に定める基金事業が適切に実施されていないと認めるときは、是正のための措置を採るべきことを機構に命ずることができる。

(交付決定の取消し等)

第11条 大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合には、交付した本補助金の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- 一 機構が、法令、本要綱又はこれらに基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
- 二 機構が、基金を基金事業以外の用途に使用した場合
- 三 機構が、基金の管理・運用又は基金事業の実施に関して不正、怠慢、その他不適當な行為をした場合
- 四 機構が、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合
- 五 前四号までに掲げる場合のほか、交付決定後に生じた事情の変更等により、基金の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 大臣は、前項の取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 大臣は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第5号に規定する場合を除き、その命令に係る本補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(実績報告)

第12条 機構は、基金の積み増しが完了した日から起算して30日を経過した日（前条第1項により交付決定の全部の取消しを命じられた場合には、当該命令がなされた日から起算して30日を経過した日）又は基金の積み増しが完了した日の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第7）を大臣に提出しなければならない。

2 前項の期日については、大臣が特に必要があり、かつ、予算の執行上支障がないと認めるときは、この期日を繰り下げることができる。

(補助金の額の確定等)

第13条 大臣は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類審査及び必要に応じて現地調査等を行い、積み増しされた基金が本補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき本補助金の額を確定し、機構に通知するものとする。

2 大臣は、機構に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付

されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずるものとする。

- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納にかかる金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(契約及び交付等)

- 第14条 機構は、基金事業を実施するため、委託、売買、請負その他の契約（契約金額100万円未満のものを除く。）、助成金の交付をするに当たり、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方若しくは助成金の交付先としてはならない。ただし、基金事業の運営上、当該事業者でなければ基金事業の実施が困難又は不相当である場合は、大臣の承認を受けて当該事業者を契約の相手方若しくは助成金の交付先とすることができる。
- 2 大臣は、機構が前項本文の規定に違反して経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方若しくは助成金の交付先としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、機構は大臣から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。
- 3 前2項までの規定は、基金事業の一部を第三者に請け負わせ、委託し、助成金を交付し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、機構は、必要な措置を講じるものとする。

(財産の管理等)

- 第15条 機構は、基金事業（機構が基金事業の一部を第三者に実施させた場合における経費を含む。）により機構が取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、基金事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 機構は、取得財産等について、様式第8による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。
- 3 機構は、当該年度に取得財産等があるときは、実施要領第2の3.（2）に定める基金に係る業務に関する報告書に様式第9による取得財産等管理明細表を添付しなければならない。

(財産の処分の制限)

- 第16条 取得財産等のうち、処分を制限する財産は、施行令第13条第1号から3号に定める財産、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上かつ使用可能期間が1年以上の機械、器具及びその他の財産とする。
- 2 前項の規定により財産の処分を制限する期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（昭和53年通商産業省告示第360号）に定める期間とする。
- 3 機構は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第10による申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(情報管理及び秘密保持)

- 第17条 機構は、基金事業の実施に際し知り得た第三者の情報であって秘密である旨表示されたもの

(以下「秘密情報」という。)については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、基金事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

なお、秘密情報のうち契約の相手方、助成金の交付先、その他の第三者の秘密情報(基金事業関係者が取得した研究成果、個人情報等を含むがこれらに限定されない。)については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに、経済産業省以外の第三者に対して開示、公表、漏えいしてはならない。

- 2 前項にかかわらず、次の各号に該当する資料及び情報は秘密情報から除くものとする。
 - 一 機構が開示された時点で、既に公知となっていたもの
 - 二 機構が開示された後で、機構の責に帰すべき事由によらず公知となったもの
 - 三 機構が開示された時点で、既に機構が保有していたもの
 - 四 機構が、守秘義務を負うことなく第三者から正当に開示されたもの
 - 五 機構が、秘密情報によらずに独自に創作したもの
- 3 機構は、基金事業の一部を第三者(以下「履行補助者」という。)に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。機構又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も機構による違反行為とみなす。
- 4 本条の規定は基金事業の完了後も有効とする。

(暴力団排除に関する誓約)

第18条 機構は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(協力事項)

第19条 機構は、知的財産権の利用状況調査、各種評価及び追跡調査に係る資料作成、ヒアリングへの対応並びに委員会等への出席、その他経済産業省からの要求に基づく情報の提供について、基金事業の終了後も機構の負担において経済産業省に協力するものとする。

(その他)

第20条 本要綱に定める事項については、必要が生じた場合に大臣が必要な変更を行うことができるものとする。

附 則

この要綱は、令和6年3月6日から施行する。

経済産業省

20250129財情第2号

半導体・人工知能関連技術基盤強化対策費補助金（ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発基金補助金）交付要綱を次のとおり制定する。

令和7年2月7日

経済産業大臣 武藤 容治

半導体・人工知能関連技術基盤強化対策費補助金（ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発基金補助金）交付要綱

（通則）

第1条 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）に対する半導体・人工知能関連技術基盤強化対策費補助金（ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発基金補助金）（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）、研究活動の不正行為への対応に関する指針（平成19年12月26日経済産業省策定）、公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針（平成20年12月3日経済産業省策定）及びその他の法令の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

第2条 本補助金は、機構が、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第27条の2第1項に基づき、同項に規定する特定公募型研究開発業務として、産業技術実用化開発事業費補助金の交付を受けて基金を造成したポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発基金に積み増しを行い、当該基金を活用して、ポスト5G（ここでは、現在各国で商用サービスが始まりつつある5Gに対して、更に超低遅延や多数同時接続などの機能が強化された5Gのことを「ポスト5G」という。）に対応した情報通信システム（以下「ポスト5G情報通信システム」という。）や当該システムで用いられる半導体等の関連技術、先端的な半導体の製造技術の研究開発及びこれに附随する業務を実施することにより、我が国のポスト5G情報通信システムの開発・製造基盤を強化することを目的とする。

(交付の対象及び補助率)

第3条 経済産業大臣（以下「大臣」という。）は、別途定める「半導体・人工知能関連技術基盤強化対策費補助金（ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発基金補助金）実施要領」（以下「実施要領」という。）に定めるポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業（以下「基金事業」という。）を実施するため、予算の範囲内で機構に対して本補助金を交付する。

(交付の申請手続)

第4条 機構は、本補助金の交付を受けようとするときは、交付申請書（様式第1）に大臣が定める書類（以下「添付書類」という。）を添えて、大臣に提出しなければならない。

2 機構は、本補助金の交付の決定を受けた後の事情の変更により交付申請書（様式第1）の内容を変更して基金事業を行う場合には、変更交付申請書（様式第2）に添付書類を添えて速やかに大臣に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第5条 大臣は、前条第1項又は第2項の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、本補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、交付決定通知書（様式第3）を機構に送付するものとする。

2 前条第1項又は第2項の規定による申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

3 大臣は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(補助金の請求)

第6条 機構は、前条第1項により交付決定通知を受け、本補助金の支払を受けようとするときは、補助金支払請求書（様式第4）を大臣に提出しなければならない。

(基金の基本的事項の公表等)

第7条 機構は、基金の積み増し後、速やかに、基金に係る管理・運用の基本的事項として、実施要領第2の2. に定める事項について公表しなければならない。

2 機構は、基金の額が基金事業等の実施の状況その他の事情に照らして過大であると大臣が認めた場合は、速やかに、交付を受けた補助金の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付しなければならない。

(基金の経理等)

第8条 機構は、基金の経理について、他の経理と明確に区分して収入額及び支出額を記載し、基金の用途を明らかにしておかなければならない。

2 機構は、前項の経理を行う場合、基金運用による収入及び基金事業に要する経費の予算と決算との関係を明らかにした調書（様式第5）を作成し、会計帳簿とともに、基金事業の完了した日の属する年度の終了後5年間、大臣の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(状況報告)

第9条 機構は、基金事業の実施状況について、大臣から要求があった場合には、速やかに状況報告書（様式第6）を大臣に提出しなければならない。

(是正のための措置)

第10条 大臣は、基金の管理・運用又は実施要領に定める基金事業が適切に実施されていないと認めるときは、是正のための措置を採るべきことを機構に命ずることができる。

(交付決定の取消し等)

第11条 大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合には、交付した本補助金の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- 一 機構が、法令、本要綱又はこれらに基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
 - 二 機構が、基金を基金事業以外の用途に使用した場合
 - 三 機構が、基金の管理・運用又は基金事業の実施に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
 - 四 機構が、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合
 - 五 前四号までに掲げる場合のほか、交付決定後に生じた事情の変更等により、基金の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 大臣は、前項の取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 大臣は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第5号に規定する場合を除き、その命令に係る本補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(実績報告)

第12条 機構は、基金の積み増しが完了した日から起算して30日を経過した日（前条第1項により交付決定の全部の取消しを命じられた場合には、当該命令がなされた日から起算して30日を経過した日）又は基金の積み増しが完了した日の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第7）を大臣に提出しなければならない。

2 前項の期日については、大臣が特に必要があり、かつ、予算の執行上支障がないと認めるときは、この期日を繰り下げることができる。

(補助金の額の確定等)

第13条 大臣は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類審査及び必要に応じて現地調査等を行い、積み増しされた基金が本補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき本補助金の額を確定し、機構に通知するものとする。

- 2 大臣は、機構に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納にかかる金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(契約及び交付等)

- 第14条 機構は、基金事業を実施するため、委託、売買、請負その他の契約（契約金額100万円未満のものを除く。）、助成金の交付をするに当たり、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方若しくは助成金の交付先としてはならない。ただし、基金事業の運営上、当該事業者でなければ基金事業の実施が困難又は不相当である場合は、大臣の承認を受けて当該事業者を契約の相手方若しくは助成金の交付先とすることができる。
- 2 大臣は、機構が前項本文の規定に違反して経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方若しくは助成金の交付先としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、機構は大臣から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。
 - 3 前2項までの規定は、基金事業の一部を第三者に請け負わせ、委託し、助成金を交付し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、機構は、必要な措置を講じるものとする。

(財産の管理等)

- 第15条 機構は、基金事業（機構が基金事業の一部を第三者に実施させた場合における経費を含む。）により機構が取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、基金事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 機構は、取得財産等について、様式第8による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。
 - 3 機構は、当該年度に取得財産等があるときは、実施要領第2の3.（2）に定める基金に係る業務に関する報告書に様式第9による取得財産等管理明細表を添付しなければならない。

(財産の処分の制限)

- 第16条 取得財産等のうち、処分を制限する財産は、施行令第13条第1号から3号に定める財産、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上かつ使用可能期間が1年以上の機械、器具及びその他の財産とする。
- 2 前項の規定により財産の処分を制限する期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（昭和53年通商産業省告示第360号）に定める期間とする。
 - 3 機構は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第10による申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(情報管理及び秘密保持)

第17条 機構は、基金事業の実施に際し知り得た第三者の情報であって秘密である旨表示されたもの（以下「秘密情報」という。）については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、基金事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

なお、秘密情報のうち契約の相手方、助成金の交付先、その他の第三者の秘密情報（基金事業関係者が取得した研究成果、個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに、経済産業省以外の第三者に対して開示、公表、漏えいしてはならない。

2 前項にかかわらず、次の各号に該当する資料及び情報は秘密情報から除くものとする。

- 一 機構が開示された時点で、既に公知となっていたもの
- 二 機構が開示された後で、機構の責に帰すべき事由によらず公知となったもの
- 三 機構が開示された時点で、既に機構が保有していたもの
- 四 機構が、守秘義務を負うことなく第三者から正当に開示されたもの
- 五 機構が、秘密情報によらずに独自に創作したもの

3 機構は、基金事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。機構又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も機構による違反行為とみなす。

4 本条の規定は基金事業の完了後も有効とする。

（暴力団排除に関する誓約）

第18条 機構は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

（協力事項）

第19条 機構は、知的財産権の利用状況調査、各種評価及び追跡調査に係る資料作成、ヒアリングへの対応並びに委員会等への出席、その他経済産業省からの要求に基づく情報の提供について、基金事業の終了後も機構の負担において経済産業省に協力するものとする。

（その他）

第20条 本要綱に定める事項については、必要が生じた場合に大臣が必要な変更を行うことができるものとする。

附 則

この要綱は、令和7年2月7日から施行する。

経済産業省

制定 令和2年3月6日
20200304財情第1号
改正 令和4年9月1日
20220719財情第1号
改正 令和6年3月6日
20240305財情第1001号
改正 令和7年2月7日
20250129財情第2号

産業技術・環境・産業標準政策推進研究開発等事業費補助金（ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発基金補助金）実施要領を次のとおり制定する。

令和2年3月6日

経済産業大臣 梶山 弘志

産業技術・環境・産業標準政策推進研究開発等事業費補助金（ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発基金補助金）実施要領

第1 趣旨

本実施要領は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）が、産業技術・環境・産業標準政策推進研究開発等事業費補助金（ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発基金補助金）交付要綱（以下「交付要綱」という。）第2条及び第3条に基づき、国からの補助金を受けてポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業を実施するための基金（以下単に「基金」という。）を造成し、当該基金を活用して、ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業（以下「基金事業」という。）を実施するために必要な手続等について定めるものである。

第2 業務内容

機構は、基金を造成して、本実施要領第3に定める基金事業を実施するものとする。

1. 基金の造成

機構は、交付要綱に基づき、国からの補助金を受けて基金を造成するものとする。

2. 基金の基本的事項の公表

機構は、基金の名称、基金の額、基金のうち国庫補助金等相当額、基金事業の概要、基金事業を終了する時期、定期的な見直し時期、基金事業の目標について、基金造成後速やかに公表するものとする。

3. 基金事業に係る報告等

- (1) 機構は、基金事業を終了するまでの間、毎年度、基金の額（残高及び国庫補助金等相当額）、基金事業に係る収入・支出及びその内訳（今後の見込みを含む。）、基金事業の実施決定件数・実施決定額、保有割合（「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成18年8月15日閣議決定）中「3（3）基金の保有に関する基準」に示されている保有割合をいう。）、保有割合の算出根拠、基金事業の目標及び目標に対する達成度等について、翌年度の6月30日までに経済産業大臣（以下「大臣」という。）に報告しなければならない。
- (2) 機構は、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号。以下「科技イノベ活性化法」という。）第27条の3の規定により、毎事業年度、基金に係る業務に関する報告書を作成し、当該事業年度の終了後6か月以内に大臣に提出しなければならない。

4. 基金の管理・運用方法

- (1) 機構は、次の方法により基金に属する資金を管理・運用するものとする。
 - ① 基金の管理については、資金の安全性と資金管理の透明性が確保される方法により行うものとし、基金の管理方法に関する具体的な内容については、事前に大臣の了解を得るものとする。
 - ② 基金の運用について保有することができる資産は、以下のとおりとし、これ以外による場合は事前に大臣の了解を得るものとする。
 - ・ 国債、地方債その他確実かつ有利な有価証券の取得
 - ・ 金融機関への預金（普通預金又は定期預金）
 - ・ 元本に損失が生じた場合にこれを補填する旨を定める契約を締結した金銭信託の受益権
- (2) 基金の運用によって生じた利子その他の収入金（基金事業に係る契約の相手先若しくは助成金の交付先（以下「実施者」という。）から、取得財産の処分に伴う収入、収益納付に伴う収入、その他の収入が得られた場合、これらの収入を含む。）は、科技イノベ活性化法第27条の2第2項に基づき、当該基金に充てるものとし、他の費用に流用してはならない。

なお、基金事業に要する経費は、別表によるものとする。
- (3) 基金からの支払に当たっては、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第31条に基づき主務大臣に届け出る年度計画に定める予算の範囲内で、支払額、その明細及びその根拠を示す書類を整え、実施するものとする。

なお、大臣は、必要に応じて、機構に基金の残高等に関する資料の提出を求めることができるものとする。
- (4) 機構が実施する業務のうち、事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理部分について、委託、外注を行ってはならない。また、基金設置法人が実施する業務に係る費用のうち委託・外注の額の合計の割合が50%を超える場合は、事前に大臣の了解を得るものとする。
- (5) 機構は、自身が実施する業務を委託、外注する場合は、相見積もりを取り、相見積もりの中で

最低価格を提示した者を選定しなければならない。相見積もりを取らない場合又は最低価格を提示した者を選定しない場合等、競争性のない方法による場合には、その選定理由を明らかにした選定理由書を作成しなければならない。

- (6) 機構は、自身が実施する業務を委託、外注（契約金額100万円未満は除く）を行う場合、業務の実施に要した経費の精算処理（契約書、見積書、請求書、業務日誌等の証憑類を確認し、確認ができた経費のみ支払いを行うこと）を実施しなければならない。
- (7) 精算処理（委託先・外注先及びそれ以下の委託先、外注先を含む）において、一般管理費を経費に対する一定の割合で計上する場合は、経済産業省が定める委託事業事務処理マニュアルの「一般管理費に関する経理処理」に記載の入札公告、公募要領等において別途指定した場合と同じ率を上限とする。また、精算処理を行う委託先・外注先からさらに再委託・再外注を行う場合には、一般管理費の算定対象とする経費に再委託・再外注の経費（精算処理の対象か否かを問わない）を含むことはできない。
- (8) 機構は、自身が実施する業務を委託、外注（契約金額100万円未満は除く）した場合は、当該業務に係る履行体制図（契約相手先名、契約金額、業務範囲等を記載したもの）を、毎年度末経過後速やかに大臣に提出しなければならない。
- (9) (8) の履行体制図は、特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼす具体的な恐れがある場合を除き、経済産業省ホームページで公表するものとする。

5. 基金の残額の扱い

機構は、基金事業の終了時において、基金に残余額がある場合は、これを国庫に返還するものとする。

6. 基金管理の実施が困難となった場合の報告

機構は、基金管理の実施が困難となった場合においては、速やかに大臣に報告し、その指示を受けなければならない。

7. 基金管理の終了又は変更等

- (1) 大臣は、次に掲げる場合には、基金の管理・運用又は基金事業の全部若しくは一部について終了又は変更を命ずることができる。
 - ① 機構が、法令、交付要綱、本実施要領又はこれらに基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
 - ② 機構が、基金を本実施要領に定める基金事業以外の用途に使用した場合
 - ③ 機構が、基金の管理・運用又は基金事業の実施に関して不正、怠慢その他の不適切な行為をした場合
 - ④ 前三号までに掲げる場合のほか、交付決定後に生じた事情の変更等により、基金の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (2) 大臣は、(1) の終了又は変更を命じた場合には、機構に対して、期限を付して、基金から支出した金額に相当する金額について、基金に充当することを命ずることができるものとする。
- (3) (2) の期限内に基金に充当がなされない場合には、大臣は、未納に係る額に対して、その未納に係る期間に応じて年利3.0パーセントの割合で計算した延滞金の基金への充当を併せて

命ずるものとする。

(4) 機構は、基金管理の終了後において、実施者から基金への返還があった場合には、これを国庫に返還しなければならない。

8. 基金の検査等

(1) 大臣は、基金の管理・運用及び基金事業の実施の適正を期するため必要があると認めるときは、機構に対し報告を求め、又はこれらの職員に事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

(2) 大臣は、(1)の検査等により、法令、交付要綱又は本実施要領の内容に適合しない事実が明らかになった場合には、機構に対し、適合させるための措置をとるべきことを命ずることができるものとする。

9. 重要な変更の報告

機構は、基金の管理・運用又は基金事業の指導監督に影響を及ぼし得る変更があった場合は、速やかに、大臣に報告しなければならない。

10. 余剰金の返還

(1) 大臣は、8.に基づく検査等の結果、基金に余剰があると認める時は、機構に対し、余剰金の返還を求めることができる。

(2) 機構は、(1)に基づく余剰金の返還請求を受けた時は、速やかに余剰金を国庫に返納しなければならない。

なお、余剰金の計算に疑義がある場合は、別途大臣と協議を行うものとする。

第3 基金事業

機構は、基金を用いて、基金事業を実施するものとする。

1. 基金事業の目的等

本基金事業は、機構が、科技イノベ活性化法第27条の2第1項に基づき、同項に規定する特定公募型研究開発業務として、ポスト5G（ここでは、現在各国で商用サービスが始まりつつある5Gに対して、さらに超低遅延や多数同時接続などの機能が強化された5Gのことを「ポスト5G」という。）に対応した情報通信システムや当該システムで用いられる半導体等の関連技術、先端的な半導体の製造技術の研究開発及びこれに附随する業務を行うものである。基金事業の内容等については、別途、経済産業省担当課室（以下「経済産業省」という。）が研究開発計画として定め、機構はこれに従い、基金事業を実施するものとする。

2. 基金事業の実施に係る規則等

機構は、基金事業の実施に当たり、経済産業省に対して事前に相談を行った上で、必要な規則等（委託又は助成金の交付を行うための契約書、契約約款、助成金交付規程等を含む。）を定め、経済産業省の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

なお、機構が助成金を交付する際には、当該規則等において、助成金の交付の目的を達成するため

必要な事項（他用途使用の禁止、取得財産の処分制限等）を規定し、これらの条件を実施者に対して付するものとする。

3. 基金事業の実施体制等

(1) 機構は、基金事業の円滑な実施のため、以下の対応を適切に行うための体制を整えなければならない。

- ① 基金事業の公募及び説明会に係る業務
- ② 基金事業の実施者選定に係る業務
- ③ 基金事業の契約、助成金の交付、検査、支払手続及び進捗状況管理に係る業務
- ④ 基金事業の広報、成果普及に係る業務
- ⑤ 基金事業の評価に係る業務
- ⑥ その他基金事業の実施に係る業務

(2) 具体的な実施体制（担当者など）の構築及び変更にあたっては、経済産業省に対して事前に相談しなければならない。

なお、経済産業省が実施体制に不十分な点があると判断した場合には、変更を指示し、これを踏まえ、機構は実施体制の変更を行うものとする。

4. 基金事業の実施

(1) 実施状況の把握と国への報告

- ・機構は、適正かつ円滑な実施を確保するために必要な報告を実施者に対して求め、基金事業の実施状況の把握に努めるものとする。
- ・機構は、基金事業の実施状況（契約及び助成金交付の状況、各委託事業及び助成事業の実施状況等）について、適時適切に経済産業省に報告するものとする。
- ・機構は、助成事業の完了の日の属する年度の終了後5年間、基金事業の成果に基づく収益状況や、助成金の交付先が助成事業により取得した財産を交付の目的に沿って効率的に使用しているかについて、適切かつ継続的にフォローアップを行い、その結果について、毎事業年度の終了後6か月以内に、経済産業省に報告するものとする。

(2) 実施者等の指導

- ・機構は、基金事業の実施状況を踏まえ、実施者に対して、必要に応じて改善等の指導及び助言を行うものとする。経済産業省は、必要と判断した場合には、機構若しくは実施者に対して、基金事業の実施状況の報告を求め、必要に応じて改善等の指導及び助言を行うことができるものとする。

(3) その他

- ・機構は、基金事業の実施に際し知り得た情報や作成した資料等（提案資料など採択審査に関する資料、契約及び助成金交付に関する資料、進捗状況管理や評価など基金事業のマネジメントに関する資料、その他実施者から提出された資料を含む。）について経済産業省から要求があった場合には、速やかに共有しなければならない。
- ・機構は、基金事業の実施方針等について経済産業省から指示があった場合には、従わなければならない。

5. その他

- (1) 機構は、基金事業の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、経済産業省に速やかに報告するとともに、その指示を仰いだ上で、必要に応じて、実施者に対し改善等の指導を行うものとする。
- (2) 機構における基金事業の実施に関して、基金事業の実施者が他者に損害等を与えた場合、機構は、これに要する費用については、機構の故意・過失の度合いに応じて、基金から支払わないことができるものとする。
- (3) 機構は、本実施要領に疑義が生じたとき、本実施要領により難い事由が生じたとき、あるいは本実施要領に記載のない細部については、経済産業省と速やかに協議し、その指示に従うものとする。
- (4) 基金事業を終了する時期は、令和11年度末とする。

附 則（令和2年3月6日 20200304財情第1号）

本実施要領は、令和2年3月6日から施行する。

附 則（令和4年9月1日 20220719財情第1号）

本実施要領は、令和4年9月1日から施行する。

附 則（令和6年3月6日 20240305財情第1001号）

本実施要領は、令和6年3月6日から施行する。

附 則（令和7年2月7日 20250129財情第2号）

本実施要領は、令和7年2月7日から施行する。

別表

基金事業に要する経費の区分

区分	内容
ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業費	ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業に要する経費
業務管理費	人件費、謝金、旅費、会議費、借料、資料購入費、消耗品費、通信運搬費、資料廃棄費、水道光熱費、システム運営費（維持・保守費、開発費含む）、広報費、印刷費（資料作成費含む）、雑役務費、外注費、委託費、租税公課、一般管理費、その他経済産業省が必要と認める経費

経済産業省

制定 令和5年2月24日
20230209財情第3号
改正 令和6年3月6日
20240305財情第1001号
改正 令和7年2月7日
20250129財情第2号

脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発基金補助金）実施要領を次のとおり制定する。

令和5年2月24日

経済産業大臣 西村 康稔

脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発基金補助金）実施要領

第1 趣旨

本実施要領は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）が、脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発基金補助金）交付要綱（以下「交付要綱」という。）第2条及び第3条に基づき、国からの補助金を受けてポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業を実施するための基金（以下単に「基金」という。）を積み増しし、当該基金を活用して、ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業（以下「基金事業」という。）を実施するために必要な手続等について定めるものである。

第2 業務内容

機構は、基金を積み増しして、本実施要領第3に定める基金事業を実施するものとする。

1. 基金の積み増し

機構は、交付要綱に基づき、国からの補助金を受けて基金を積み増しするものとする。

2. 基金の基本的事項の公表

機構は、基金の名称、基金の額、基金のうち国庫補助金等相当額、基金事業の概要、基金事業を終

了する時期、定期的な見直し時期、基金事業の目標について、基金積み増し後速やかに公表するものとする。

3. 基金事業に係る報告等

- (1) 機構は、基金事業を終了するまでの間、毎年度、基金の額（残高及び国庫補助金等相当額）、基金事業に係る収入・支出及びその内訳（今後の見込みを含む。）、基金事業の実施決定件数・実施決定額、保有割合（「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成18年8月15日閣議決定）中「3（3）基金の保有に関する基準」に示されている保有割合をいう。）、保有割合の算出根拠、基金事業の目標及び目標に対する達成度等について、翌年度の6月30日までに経済産業大臣（以下「大臣」という。）に報告しなければならない。
- (2) 機構は、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号。以下「科技イノベ活性化法」という。）第27条の3の規定により、毎事業年度、基金に係る業務に関する報告書を作成し、当該事業年度の終了後6か月以内に大臣に提出しなければならない。

4. 基金の管理・運用方法

- (1) 機構は、次の方法により基金に属する資金を管理・運用するものとする。
 - ① 基金の管理については、資金の安全性と資金管理の透明性が確保される方法により行うものとし、基金の管理方法に関する具体的な内容については、事前に大臣の了解を得るものとする。
 - ② 基金の運用について保有することができる資産は、以下のとおりとし、これ以外による場合は事前に大臣の了解を得るものとする。
 - ・ 国債、地方債その他確実かつ有利な有価証券の取得
 - ・ 金融機関への預金（普通預金又は定期預金）
 - ・ 元本に損失が生じた場合にこれを補填する旨を定める契約を締結した金銭信託の受益権
- (2) 基金の運用によって生じた利子その他の収入金（基金事業に係る契約の相手先若しくは助成金の交付先（以下「実施者」という。）から、取得財産の処分に伴う収入、収益納付に伴う収入、その他の収入が得られた場合、これらの収入を含む。）は、科技イノベ活性化法第27条の2第2項に基づき、当該基金に充てるものとし、他の費用に流用してはならない。

なお、基金事業に要する経費は、別表によるものとする。
- (3) 基金からの支払に当たっては、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第31条に基づき主務大臣に届け出る年度計画に定める予算の範囲内で、支払額、その明細及びその根拠を示す書類を整え、実施するものとする。

なお、大臣は、必要に応じて、機構に基金の残高等に関する資料の提出を求めることができるものとする。
- (4) 機構が実施する業務のうち、事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理部分について、委託、外注を行ってはならない。また、基金設置法人が実施する業務に係る費用のうち委託・外注の額の合計の割合が50%を超える場合は、事前に大臣の了解を得るものとする。
- (5) 機構は、自身が実施する業務を委託、外注する場合は、相見積もりを取り、相見積もりの中で最低価格を提示した者を選定しなければならない。相見積もりを取らない場合又は最低価格を提示した者を選定しない場合等、競争性のない方法による場合には、その選定理由を明らかにし

た選定理由書を作成しなければならない。

- (6) 機構は、自身が実施する業務を委託、外注（契約金額100万円未満は除く）を行う場合、業務の実施に要した経費の精算処理（契約書、見積書、請求書、業務日誌等の証憑類を確認し、確認ができた経費のみ支払いを行うこと）を実施しなければならない。
- (7) 精算処理（委託先・外注先及びそれ以下の委託先、外注先を含む）において、一般管理費を経費に対する一定の割合で計上する場合は、経済産業省が定める補助事業事務処理マニュアルの「一般管理費に関する経理処理」に記載の公募要領等において別途指定した場合と同じ率を上限とする。また、精算処理を行う委託先・外注先からさらに再委託・再外注を行う場合には、一般管理費の算定対象とする経費に再委託・再外注の経費（精算処理の対象か否かを問わない）を含むことはできない。
- (8) 機構は、自身が実施する業務を委託、外注（契約金額100万円未満は除く）した場合は、当該業務に係る履行体制図（契約相手先名、契約金額、業務範囲等を記載したもの）を、毎年度末経過後速やかに大臣に提出しなければならない。
- (9) (8) の履行体制図は、特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼす具体的な恐れがある場合を除き、経済産業省ホームページで公表するものとする。

5. 基金の残額の扱い

機構は、基金事業の終了時において、基金に残余額がある場合は、これを国庫に返還するものとする。

6. 基金管理の実施が困難となった場合の報告

機構は、基金管理の実施が困難となった場合においては、速やかに大臣に報告し、その指示を受けなければならない。

7. 基金管理の終了又は変更等

- (1) 大臣は、次に掲げる場合には、基金の管理・運用又は基金事業の全部若しくは一部について終了又は変更を命ずることができる。
 - ① 機構が、法令、交付要綱、本実施要領又はこれらに基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
 - ② 機構が、基金を本実施要領に定める基金事業以外の用途に使用した場合
 - ③ 機構が、基金の管理・運用又は基金事業の実施に関して不正、怠慢その他の不適切な行為をした場合
 - ④ 前三号までに掲げる場合のほか、交付決定後に生じた事情の変更等により、基金の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (2) 大臣は、(1) の終了又は変更を命じた場合には、機構に対して、期限を付して、基金から支出した金額に相当する金額について、基金に充当することを命ずることができるものとする。
- (3) (2) の期限内に基金に充当がなされない場合には、大臣は、未納に係る額に対して、その未納に係る期間に応じて年利3.0パーセントの割合で計算した延滞金の基金への充当を併せて命ずるものとする。
- (4) 機構は、基金管理の終了後において、実施者から基金への返還があった場合には、これを国庫

に返還しなければならない。

8. 基金の検査等

- (1) 大臣は、基金の管理・運用及び基金事業の実施の適正を期するため必要があると認めるときは、機構に対し報告を求め、又はこれらの職員に事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。
- (2) 大臣は、(1)の検査等により、法令、交付要綱又は本実施要領の内容に適合しない事実が明らかになった場合には、機構に対し、適合させるための措置をとるべきことを命ずることができるものとする。

9. 重要な変更の報告

機構は、基金の管理・運用又は基金事業の指導監督に影響を及ぼし得る変更があった場合は、速やかに、大臣に報告しなければならない。

10. 余剰金の返還

- (1) 大臣は、8.に基づく検査等の結果、基金に余剰があると認める時は、機構に対し、余剰金の返還を求めることができる。
 - (2) 機構は、(1)に基づく余剰金の返還請求を受けた時は、速やかに余剰金を国庫に返納しなければならない。
- なお、余剰金の計算に疑義がある場合は、別途大臣と協議を行うものとする。

第3 基金事業

機構は、基金を用いて、基金事業を実施するものとする。

1. 基金事業の目的等

本基金事業は、機構が、科技イノベーション活性化法第27条の2第1項に基づき、同項に規定する特定公募型研究開発業務として、ポスト5G（ここでは、現在各国で商用サービスが始まりつつある5Gに対して、さらに超低遅延や多数同時接続などの機能が強化された5Gのことを「ポスト5G」という。）に対応した情報通信システムや当該システムで用いられる半導体等の関連技術、先端的な半導体の製造技術の研究開発及びこれに附帯する業務を行うものである。基金事業の内容等については、別途、経済産業省担当課室（以下「経済産業省」という。）が研究開発計画として定め、機構はこれに従い、基金事業を実施するものとする。

2. 基金事業の実施に係る規則等

機構は、基金事業の実施に当たり、経済産業省に対して事前に相談を行った上で、必要な規則等（委託又は助成金の交付を行うための契約書、契約約款、助成金交付規程等を含む。）を定め、経済産業省の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

なお、機構が助成金を交付する際には、当該規則等において、助成金の交付の目的を達成するため必要な事項（他用途使用の禁止、取得財産の処分制限等）を規定し、これらの条件を実施者に対して付するものとする。

3. 基金事業の実施体制等

(1) 機構は、基金事業の円滑な実施のため、以下の対応を適切に行うための体制を整えなければならない。

- ① 基金事業の公募及び説明会に係る業務
- ② 基金事業の実施者選定に係る業務
- ③ 基金事業の契約、助成金の交付、検査、支払手続及び進捗状況管理に係る業務
- ④ 基金事業の広報、成果普及に係る業務
- ⑤ 基金事業の評価に係る業務
- ⑥ その他基金事業の実施に係る業務

(2) 具体的な実施体制（担当者など）の構築及び変更にあたっては、経済産業省に対して事前に相談しなければならない。

なお、経済産業省が実施体制に不十分な点があると判断した場合には、変更を指示し、これを踏まえ、機構は実施体制の変更を行うものとする。

4. 基金事業の実施

(1) 実施状況の把握と国への報告

- ・機構は、適正かつ円滑な実施を確保するために必要な報告を実施者に対して求め、基金事業の実施状況の把握に努めるものとする。
- ・機構は、基金事業の実施状況（契約及び助成金交付の状況、各委託事業及び助成事業の実施状況等）について、適時適切に経済産業省に報告するものとする。
- ・機構は、助成事業の完了の日の属する年度の終了後5年間、基金事業の成果に基づく収益状況や、助成金の交付先が助成事業により取得した財産を交付の目的に沿って効率的に使用しているかについて、適切かつ継続的にフォローアップを行い、その結果について、毎事業年度の終了後6か月以内に、経済産業省に報告するものとする。

(2) 実施者等の指導

- ・機構は、基金事業の実施状況を踏まえ、実施者に対して、必要に応じて改善等の指導及び助言を行うものとする。経済産業省は、必要と判断した場合には、機構若しくは実施者に対して、基金事業の実施状況の報告を求め、必要に応じて改善等の指導及び助言を行うことができるものとする。

(3) その他

- ・機構は、基金事業の実施に際し知り得た情報や作成した資料等（提案資料など採択審査に関する資料、契約及び助成金交付に関する資料、進捗状況管理や評価など基金事業のマネジメントに関する資料、その他実施者から提出された資料を含む。）について経済産業省から要求があった場合には、速やかに共有しなければならない。
- ・機構は、基金事業の実施方針等について経済産業省から指示があった場合には、従わなければならない。

5. その他

(1) 機構は、基金事業の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、経済産業省に速やかに報告するとともに、その指示を仰いだ上で、必要に応じて

て、実施者に対し改善等の指導を行うものとする。

(2) 機構における基金事業の実施に関して、基金事業の実施者が他者に損害等を与えた場合、機構は、これに要する費用については、機構の故意・過失の度合いに応じて、基金から支払わないことができるものとする。

(3) 機構は、本実施要領に疑義が生じたとき、本実施要領により難い事由が生じたとき、あるいは本実施要領に記載のない細部については、経済産業省と速やかに協議し、その指示に従うものとする。

(4) 基金事業を終了する時期は、令和11年度末とする。

附 則（令和5年2月24日 20230209財情第3号）

本実施要領は、令和5年2月24日から施行する。

附 則（令和6年3月6日 20240305財情第1001号）

本実施要領は、令和6年3月6日から施行する。

附 則（令和7年2月7日 20250129財情第2号）

本実施要領は、令和7年2月7日から施行する。

別表

基金事業に要する経費の区分

区分	内容
ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業費	ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業に要する経費
業務管理費	人件費、謝金、旅費、会議費、借料、資料購入費、消耗品費、通信運搬費、資料廃棄費、水道光熱費、システム運営費（維持・保守費、開発費含む）、広報費、印刷費（資料作成費含む）、雑役務費、外注費、委託費、租税公課、一般管理費、その他経済産業省が必要と認める経費

経済産業省

制定 令和6年3月6日
20240305財情第1001号
改正 令和7年2月7日
20250129財情第2号

エネルギー使用合理化設備導入促進等対策費補助金（ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発基金補助金）実施要領を次のとおり制定する。

令和6年3月6日

経済産業大臣 齋藤 健

エネルギー使用合理化設備導入促進等対策費補助金（ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発基金補助金）実施要領

第1 趣旨

本実施要領は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）が、エネルギー使用合理化設備導入促進等対策費補助金（ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発基金補助金）交付要綱（以下「交付要綱」という。）第2条及び第3条に基づき、国からの補助金を受けてポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業を実施するための基金（以下単に「基金」という。）を積み増しし、当該基金を活用して、ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業（以下「基金事業」という。）を実施するために必要な手続等について定めるものである。

第2 業務内容

機構は、基金を積み増しして、本実施要領第3に定める基金事業を実施するものとする。

1. 基金の積み増し

機構は、交付要綱に基づき、国からの補助金を受けて基金を積み増しするものとする。

2. 基金の基本的事項の公表

機構は、基金の名称、基金の額、基金のうち国庫補助金等相当額、基金事業の概要、基金事業を終了する時期、定期的な見直し時期、基金事業の目標について、基金積み増し後速やかに公表するもの

とする。

3. 基金事業に係る報告等

- (1) 機構は、基金事業を終了するまでの間、毎年度、基金の額（残高及び国庫補助金等相当額）、基金事業に係る収入・支出及びその内訳（今後の見込みを含む。）、基金事業の実施決定件数・実施決定額、保有割合（「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成18年8月15日閣議決定）中「3（3）基金の保有に関する基準」に示されている保有割合をいう。）、保有割合の算出根拠、基金事業の目標及び目標に対する達成度等について、翌年度の6月30日までに経済産業大臣（以下「大臣」という。）に報告しなければならない。
- (2) 機構は、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号。以下「科技イノベ活性化法」という。）第27条の3の規定により、毎事業年度、基金に係る業務に関する報告書を作成し、当該事業年度の終了後6か月以内に大臣に提出しなければならない。

4. 基金の管理・運用方法

- (1) 機構は、次の方法により基金に属する資金を管理・運用するものとする。
 - ① 基金の管理については、資金の安全性と資金管理の透明性が確保される方法により行うものとし、基金の管理方法に関する具体的な内容については、事前に大臣の了解を得るものとする。
 - ② 基金の運用について保有することができる資産は、以下のとおりとし、これ以外による場合は事前に大臣の了解を得るものとする。
 - ・ 国債、地方債その他確実かつ有利な有価証券の取得
 - ・ 金融機関への預金（普通預金又は定期預金）
 - ・ 元本に損失が生じた場合にこれを補填する旨を定める契約を締結した金銭信託の受益権
- (2) 基金の運用によって生じた利子その他の収入金（基金事業に係る契約の相手先若しくは助成金の交付先（以下「実施者」という。）から、取得財産の処分に伴う収入、収益納付に伴う収入、その他の収入が得られた場合、これらの収入を含む。）は、科技イノベ活性化法第27条の2第2項に基づき、当該基金に充てるものとし、他の費用に流用してはならない。

なお、基金事業に要する経費は、別表によるものとする。
- (3) 基金からの支払に当たっては、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第31条に基づき主務大臣に届け出る年度計画に定める予算の範囲内で、支払額、その明細及びその根拠を示す書類を整え、実施するものとする。

なお、大臣は、必要に応じて、機構に基金の残高等に関する資料の提出を求めることができるものとする。
- (4) 機構が実施する業務のうち、事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理部分について、委託、外注を行ってはならない。また、基金設置法人が実施する業務に係る費用のうち委託・外注の額の合計の割合が50%を超える場合は、事前に大臣の了解を得るものとする。
- (5) 機構は、自身が実施する業務を委託、外注する場合は、相見積もりを取り、相見積もりの中で最低価格を提示した者を選定しなければならない。相見積もりを取らない場合又は最低価格を提示した者を選定しない場合等、競争性のない方法による場合には、その選定理由を明らかにした選定理由書を作成しなければならない。

- (6) 機構は、自身が実施する業務を委託、外注（契約金額100万円未満は除く）を行う場合、業務の実施に要した経費の精算処理（契約書、見積書、請求書、業務日誌等の証憑類を確認し、確認ができた経費のみ支払いを行うこと）を実施しなければならない。
- (7) 精算処理（委託先・外注先及びそれ以下の委託先、外注先を含む）において、一般管理費を経費に対する一定の割合で計上する場合は、経済産業省が定める補助事業事務処理マニュアルの「一般管理費に関する経理処理」に記載の公募要領等において別途指定した場合と同じ率を上限とする。また、精算処理を行う委託先・外注先からさらに再委託・再外注を行う場合には、一般管理費の算定対象とする経費に再委託・再外注の経費（精算処理の対象か否かを問わない）を含むことはできない。
- (8) 機構は、自身が実施する業務を委託、外注（契約金額100万円未満は除く）した場合は、当該業務に係る履行体制図（契約相手先名、契約金額、業務範囲等を記載したもの）を、毎年度末経過後速やかに大臣に提出しなければならない。
- (9) (8) の履行体制図は、特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼす具体的な恐れがある場合を除き、経済産業省ホームページで公表するものとする。

5. 基金の残額の扱い

機構は、基金事業の終了時において、基金に残余額がある場合は、これを国庫に返還するものとする。

6. 基金管理の実施が困難となった場合の報告

機構は、基金管理の実施が困難となった場合においては、速やかに大臣に報告し、その指示を受けなければならない。

7. 基金管理の終了又は変更等

- (1) 大臣は、次に掲げる場合には、基金の管理・運用又は基金事業の全部若しくは一部について終了又は変更を命ずることができる。
 - ① 機構が、法令、交付要綱、本実施要領又はこれらに基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
 - ② 機構が、基金を本実施要領に定める基金事業以外の用途に使用した場合
 - ③ 機構が、基金の管理・運用又は基金事業の実施に関して不正、怠慢その他の不適切な行為をした場合
 - ④ 前三号までに掲げる場合のほか、交付決定後に生じた事情の変更等により、基金の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (2) 大臣は、(1) の終了又は変更を命じた場合には、機構に対して、期限を付して、基金から支出した金額に相当する金額について、基金に充当することを命ずることができるものとする。
- (3) (2) の期限内に基金に充当がなされない場合には、大臣は、未納に係る額に対して、その未納に係る期間に応じて年利3.0パーセントの割合で計算した延滞金の基金への充当を併せて命ずるものとする。
- (4) 機構は、基金管理の終了後において、実施者から基金への返還があった場合には、これを国庫に返還しなければならない。

8. 基金の検査等

- (1) 大臣は、基金の管理・運用及び基金事業の実施の適正を期するため必要があると認めるときは、機構に対し報告を求め、又はこれらの職員に事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。
- (2) 大臣は、(1)の検査等により、法令、交付要綱又は本実施要領の内容に適合しない事実が明らかになった場合には、機構に対し、適合させるための措置をとるべきことを命ずることができるものとする。

9. 重要な変更の報告

機構は、基金の管理・運用又は基金事業の指導監督に影響を及ぼし得る変更があった場合は、速やかに、大臣に報告しなければならない。

10. 余剰金の返還

- (1) 大臣は、8. に基づく検査等の結果、基金に余剰があると認める時は、機構に対し、余剰金の返還を求めることができる。
 - (2) 機構は、(1) に基づく余剰金の返還請求を受けた時は、速やかに余剰金を国庫に返納しなければならない。
- なお、余剰金の計算に疑義がある場合は、別途大臣と協議を行うものとする。

第3 基金事業

機構は、基金を用いて、基金事業を実施するものとする。

1. 基金事業の目的等

本基金事業は、機構が、科技イノベーション活性化法第27条の2第1項に基づき、同項に規定する特定公募型研究開発業務として、ポスト5G（ここでは、現在各国で商用サービスが始まりつつある5Gに対して、さらに超低遅延や多数同時接続などの機能が強化された5Gのことを「ポスト5G」という。）に対応した情報通信システムや当該システムで用いられる半導体等の関連技術、先端的な半導体の製造技術の研究開発及びこれに附帯する業務を行うものである。基金事業の内容等については、別途、経済産業省担当課室（以下「経済産業省」という。）が研究開発計画として定め、機構はこれに従い、基金事業を実施するものとする。

2. 基金事業の実施に係る規則等

機構は、基金事業の実施に当たり、経済産業省に対して事前に相談を行った上で、必要な規則等（委託又は助成金の交付を行うための契約書、契約約款、助成金交付規程等を含む。）を定め、経済産業省の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

なお、機構が助成金を交付する際には、当該規則等において、助成金の交付の目的を達成するため必要な事項（他用途使用の禁止、取得財産の処分制限等）を規定し、これらの条件を実施者に対して付するものとする。

3. 基金事業の実施体制等

(1) 機構は、基金事業の円滑な実施のため、以下の対応を適切に行うための体制を整えなければならない。

- ① 基金事業の公募及び説明会に係る業務
- ② 基金事業の実施者選定に係る業務
- ③ 基金事業の契約、助成金の交付、検査、支払手続及び進捗状況管理に係る業務
- ④ 基金事業の広報、成果普及に係る業務
- ⑤ 基金事業の評価に係る業務
- ⑥ その他基金事業の実施に係る業務

(2) 具体的な実施体制（担当者など）の構築及び変更にあたっては、経済産業省に対して事前に相談しなければならない。

なお、経済産業省が実施体制に不十分な点があると判断した場合には、変更を指示し、これを踏まえ、機構は実施体制の変更を行うものとする。

4. 基金事業の実施

(1) 実施状況の把握と国への報告

- ・機構は、適正かつ円滑な実施を確保するために必要な報告を実施者に対して求め、基金事業の実施状況の把握に努めるものとする。
- ・機構は、基金事業の実施状況（契約及び助成金交付の状況、各委託事業及び助成事業の実施状況等）について、適時適切に経済産業省に報告するものとする。
- ・機構は、助成事業の完了の日の属する年度の終了後5年間、基金事業の成果に基づく収益状況や、助成金の交付先が助成事業により取得した財産を交付の目的に沿って効率的に使用しているかについて、適切かつ継続的にフォローアップを行い、その結果について、毎事業年度の終了後6か月以内に、経済産業省に報告するものとする。

(2) 実施者等の指導

- ・機構は、基金事業の実施状況を踏まえ、実施者に対して、必要に応じて改善等の指導及び助言を行うものとする。経済産業省は、必要と判断した場合には、機構若しくは実施者に対して、基金事業の実施状況の報告を求め、必要に応じて改善等の指導及び助言を行うことができるものとする。

(3) その他

- ・機構は、基金事業の実施に際し知り得た情報や作成した資料等（提案資料など採択審査に関する資料、契約及び助成金交付に関する資料、進捗状況管理や評価など基金事業のマネジメントに関する資料、その他実施者から提出された資料を含む。）について経済産業省から要求があった場合には、速やかに共有しなければならない。
- ・機構は、基金事業の実施方針等について経済産業省から指示があった場合には、従わなければならない。

5. その他

(1) 機構は、基金事業の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、経済産業省に速やかに報告するとともに、その指示を仰いだ上で、必要に応じて、実施者に対し改善等の指導を行うものとする。

- (2) 機構における基金事業の実施に関して、基金事業の実施者が他者に損害等を与えた場合、機構は、これに要する費用については、機構の故意・過失の度合いに応じて、基金から支払わないことができるものとする。
- (3) 機構は、本実施要領に疑義が生じたとき、本実施要領により難しい事由が生じたとき、あるいは本実施要領に記載のない細部については、経済産業省と速やかに協議し、その指示に従うものとする。
- (4) 基金事業を終了する時期は、令和11年度末とする。

附 則（令和6年3月6日 20240305財情第1001号）

本実施要領は、令和6年3月6日から施行する。

附 則（令和7年2月7日 20250129財情第2号）

本実施要領は、令和7年2月7日から施行する。

別表

基金事業に要する経費の区分

区分	内容
ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業費	ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業に要する経費
業務管理費	人件費、謝金、旅費、会議費、借料、資料購入費、消耗品費、通信運搬費、資料廃棄費、水道光熱費、システム運営費（維持・保守費、開発費含む）、広報費、印刷費（資料作成費含む）、雑役務費、外注費、委託費、租税公課、一般管理費、その他経済産業省が必要と認める経費

経済産業省

20250129財情第2号

半導体・人工知能関連技術基盤強化対策費補助金（ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発基金補助金）実施要領を次のとおり制定する。

令和7年2月7日

経済産業大臣 武藤 容治

半導体・人工知能関連技術基盤強化対策費補助金（ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発基金補助金）実施要領

第1 趣旨

本実施要領は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）が、半導体・人工知能関連技術基盤強化対策費補助金（ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発基金補助金）交付要綱（以下「交付要綱」という。）第2条及び第3条に基づき、国からの補助金を受けてポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業を実施するための基金（以下単に「基金」という。）を積み増しし、当該基金を活用して、ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業（以下「基金事業」という。）を実施するために必要な手続等について定めるものである。

第2 業務内容

機構は、基金を積み増しして、本実施要領第3に定める基金事業を実施するものとする。

1. 基金の積み増し

機構は、交付要綱に基づき、国からの補助金を受けて基金を積み増しするものとする。

2. 基金の基本的事項の公表

機構は、基金の名称、基金の額、基金のうち国庫補助金等相当額、基金事業の概要、基金事業を終了する時期、定期的な見直し時期、基金事業の目標について、基金積み増し後速やかに公表するものとする。

3. 基金事業に係る報告等

- (1) 機構は、基金事業を終了するまでの間、毎年度、基金の額（残高及び国庫補助金等相当額）、基金事業に係る収入・支出及びその内訳（今後の見込みを含む。）、基金事業の実施決定件数・実施決定額、保有割合（「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成18年8月15日閣議決定）中「3（3）基金の保有に関する基準」に示されている保有割合をいう。）、保有割合の算出根拠、基金事業の目標及び目標に対する達成度等について、翌年度の6月30日までに経済産業大臣（以下「大臣」という。）に報告しなければならない。
- (2) 機構は、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号。以下「科技イノベ活性化法」という。）第27条の3の規定により、毎事業年度、基金に係る業務に関する報告書を作成し、当該事業年度の終了後6か月以内に大臣に提出しなければならない。

4. 基金の管理・運用方法

- (1) 機構は、次の方法により基金に属する資金を管理・運用するものとする。
 - ① 基金の管理については、資金の安全性と資金管理の透明性が確保される方法により行うものとし、基金の管理方法に関する具体的な内容については、事前に大臣の了解を得るものとする。
 - ② 基金の運用について保有することができる資産は、以下のとおりとし、これ以外による場合は事前に大臣の了解を得るものとする。
 - ・ 国債、地方債その他確実かつ有利な有価証券の取得
 - ・ 金融機関への預金（普通預金又は定期預金）
 - ・ 元本に損失が生じた場合にこれを補填する旨を定める契約を締結した金銭信託の受益権
- (2) 基金の運用によって生じた利子その他の収入金（基金事業に係る契約の相手先若しくは助成金の交付先（以下「実施者」という。）から、取得財産の処分に伴う収入、収益納付に伴う収入、その他の収入が得られた場合、これらの収入を含む。）は、科技イノベ活性化法第27条の2第2項に基づき、当該基金に充てるものとし、他の費用に流用してはならない。

なお、基金事業に要する経費は、別表によるものとする。
- (3) 基金からの支払に当たっては、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第31条に基づき主務大臣に届け出る年度計画に定める予算の範囲内で、支払額、その明細及びその根拠を示す書類を整え、実施するものとする。

なお、大臣は、必要に応じて、機構に基金の残高等に関する資料の提出を求めることができるものとする。
- (4) 機構が実施する業務のうち、事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理部分について、委託、外注を行ってはならない。また、基金設置法人が実施する業務に係る費用のうち委託・外注の額の合計の割合が50%を超える場合は、事前に大臣の了解を得るものとする。
- (5) 機構は、自身が実施する業務を委託、外注する場合は、相見積もりを取り、相見積もりの中で最低価格を提示した者を選定しなければならない。相見積もりを取らない場合又は最低価格を提示した者を選定しない場合等、競争性のない方法による場合には、その選定理由を明らかにした選定理由書を作成しなければならない。
- (6) 機構は、自身が実施する業務を委託、外注（契約金額100万円未満は除く）を行う場合、業務の実施に要した経費の精算処理（契約書、見積書、請求書、業務日誌等の証憑類を確認し、確

認ができた経費のみ支払いを行うこと)を実施しなければならない。

- (7) 精算処理(委託先・外注先及びそれ以下の委託先、外注先を含む)において、一般管理費を経費に対する一定の割合で計上する場合は、経済産業省が定める補助事業事務処理マニュアルの「一般管理費に関する経理処理」に記載の公募要領等において別途指定した場合と同じ率を上限とする。また、精算処理を行う委託先・外注先からさらに再委託・再外注を行う場合には、一般管理費の算定対象とする経費に再委託・再外注の経費(精算処理の対象か否かを問わない)を含むことはできない。
- (8) 機構は、自身が実施する業務を委託、外注(契約金額100万円未満は除く)した場合は、当該業務に係る履行体制図(契約相手先名、契約金額、業務範囲等を記載したもの)を、毎年度末経過後速やかに大臣に提出しなければならない。
- (9) (8)の履行体制図は、特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼす具体的な恐れがある場合を除き、経済産業省ホームページで公表するものとする。

5. 基金の残額の扱い

機構は、基金事業の終了時において、基金に残余額がある場合は、これを国庫に返還するものとする。

6. 基金管理の実施が困難となった場合の報告

機構は、基金管理の実施が困難となった場合においては、速やかに大臣に報告し、その指示を受けなければならない。

7. 基金管理の終了又は変更等

- (1) 大臣は、次に掲げる場合には、基金の管理・運用又は基金事業の全部若しくは一部について終了又は変更を命ずることができる。
 - ① 機構が、法令、交付要綱、本実施要領又はこれらに基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
 - ② 機構が、基金を本実施要領に定める基金事業以外の用途に使用した場合
 - ③ 機構が、基金の管理・運用又は基金事業の実施に関して不正、怠慢その他の不適切な行為をした場合
 - ④ 前三号までに掲げる場合のほか、交付決定後に生じた事情の変更等により、基金の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (2) 大臣は、(1)の終了又は変更を命じた場合には、機構に対して、期限を付して、基金から支出した金額に相当する金額について、基金に充当することを命ずることができるものとする。
- (3) (2)の期限内に基金に充当がなされない場合には、大臣は、未納に係る額に対して、その未納に係る期間に応じて年利3.0パーセントの割合で計算した延滞金の基金への充当を併せて命ずるものとする。
- (4) 機構は、基金管理の終了後において、実施者から基金への返還があった場合には、これを国庫に返還しなければならない。

8. 基金の検査等

- (1) 大臣は、基金の管理・運用及び基金事業の実施の適正を期するため必要があると認めるときは、機構に対し報告を求め、又はこれらの職員に事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。
- (2) 大臣は、(1)の検査等により、法令、交付要綱又は本実施要領の内容に適合しない事実が明らかになった場合には、機構に対し、適合させるための措置をとるべきことを命ずることができるものとする。

9. 重要な変更の報告

機構は、基金の管理・運用又は基金事業の指導監督に影響を及ぼし得る変更があった場合は、速やかに、大臣に報告しなければならない。

10. 余剰金の返還

- (1) 大臣は、8.に基づく検査等の結果、基金に余剰があると認める時は、機構に対し、余剰金の返還を求めることができる。
- (2) 機構は、(1)に基づく余剰金の返還請求を受けた時は、速やかに余剰金を国庫に返納しなければならない。
なお、余剰金の計算に疑義がある場合は、別途大臣と協議を行うものとする。

第3 基金事業

機構は、基金を用いて、基金事業を実施するものとする。

1. 基金事業の目的等

本基金事業は、機構が、科技イノベ活性化法第27条の2第1項に基づき、同項に規定する特定公募型研究開発業務として、ポスト5G（ここでは、現在各国で商用サービスが始まりつつある5Gに対して、さらに超低遅延や多数同時接続などの機能が強化された5Gのことを「ポスト5G」という。）に対応した情報通信システムや当該システムで用いられる半導体等の関連技術、先端的な半導体の製造技術の研究開発及びこれに附帯する業務を行うものである。基金事業の内容等については、別途、経済産業省担当課室（以下「経済産業省」という。）が研究開発計画として定め、機構はこれに従い、基金事業を実施するものとする。

2. 基金事業の実施に係る規則等

機構は、基金事業の実施に当たり、経済産業省に対して事前に相談を行った上で、必要な規則等（委託又は助成金の交付を行うための契約書、契約約款、助成金交付規程等を含む。）を定め、経済産業省の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

なお、機構が助成金を交付する際には、当該規則等において、助成金の交付の目的を達成するため必要な事項（他用途使用の禁止、取得財産の処分制限等）を規定し、これらの条件を実施者に対して付するものとする。

3. 基金事業の実施体制等

- (1) 機構は、基金事業の円滑な実施のため、以下の対応を適切に行うための体制を整えなければな

らない。

- ① 基金事業の公募及び説明会に係る業務
- ② 基金事業の実施者選定に係る業務
- ③ 基金事業の契約、助成金の交付、検査、支払手続及び進捗状況管理に係る業務
- ④ 基金事業の広報、成果普及に係る業務
- ⑤ 基金事業の評価に係る業務
- ⑥ その他基金事業の実施に係る業務

(2) 具体的な実施体制（担当者など）の構築及び変更にあたっては、経済産業省に対して事前に相談しなければならない。

なお、経済産業省が実施体制に不十分な点があると判断した場合には、変更を指示し、これを踏まえ、機構は実施体制の変更を行うものとする。

4. 基金事業の実施

(1) 実施状況の把握と国への報告

- ・機構は、適正かつ円滑な実施を確保するために必要な報告を実施者に対して求め、基金事業の実施状況の把握に努めるものとする。
- ・機構は、基金事業の実施状況（契約及び助成金交付の状況、各委託事業及び助成事業の実施状況等）について、適時適切に経済産業省に報告するものとする。
- ・機構は、助成事業の完了の日の属する年度の終了後5年間、基金事業の成果に基づく収益状況や、助成金の交付先が助成事業により取得した財産を交付の目的に沿って効率的に使用しているかについて、適切かつ継続的にフォローアップを行い、その結果について、毎事業年度の終了後6か月以内に、経済産業省に報告するものとする。

(2) 実施者等の指導

- ・機構は、基金事業の実施状況を踏まえ、実施者に対して、必要に応じて改善等の指導及び助言を行うものとする。経済産業省は、必要と判断した場合には、機構若しくは実施者に対して、基金事業の実施状況の報告を求め、必要に応じて改善等の指導及び助言を行うことができるものとする。

(3) その他

- ・機構は、基金事業の実施に際し知り得た情報や作成した資料等（提案資料など採択審査に関する資料、契約及び助成金交付に関する資料、進捗状況管理や評価など基金事業のマネジメントに関する資料、その他実施者から提出された資料を含む。）について経済産業省から要求があった場合には、速やかに共有しなければならない。
- ・機構は、基金事業の実施方針等について経済産業省から指示があった場合には、従わなければならない。

5. その他

(1) 機構は、基金事業の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、経済産業省に速やかに報告するとともに、その指示を仰いだ上で、必要に応じて、実施者に対し改善等の指導を行うものとする。

(2) 機構における基金事業の実施に関して、基金事業の実施者が他者に損害等を与えた場合、機構は、これに要する費用については、機構の故意・過失の度合いに応じて、基金から支払わないこ

とができるものとする。

(3) 機構は、本実施要領に疑義が生じたとき、本実施要領により難い事由が生じたとき、あるいは本実施要領に記載のない細部については、経済産業省と速やかに協議し、その指示に従うものとする。

(4) 基金事業を終了する時期は、令和11年度末とする。

附 則（令和7年2月7日 20250129財情第2号）

本実施要領は、令和7年2月7日から施行する。

別表

基金事業に要する経費の区分

区分	内容
ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業費	ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業に要する経費
業務管理費	人件費、謝金、旅費、会議費、借料、資料購入費、消耗品費、通信運搬費、資料廃棄費、水道光熱費、システム運営費（維持・保守費、開発費含む）、広報費、印刷費（資料作成費含む）、雑役務費、外注費、委託費、租税公課、一般管理費、その他経済産業省が必要と認める経費

○ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業の実施に関する規程

2020年3月10日

2019年度規程第25号

一部改正 2020年4月28日2020年度規程第2号

一部改正 2023年3月17日2022年度規程第51号

一部改正 2024年3月26日2023年度規程第37号

(目的)

第1条 この規程は、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号。以下「科技イノベ活性化法」という。）第27条の2第1項に規定する特定公募型研究開発業務に要する費用に充てるため国から交付される補助金により、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）が造成するポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発基金によるポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(適用)

第2条 事業の実施については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び科技イノベ活性化法並びに産業技術・環境・産業標準政策推進研究開発等事業費補助金（ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発基金補助金）交付要綱及び産業技術・環境・産業標準政策推進研究開発等事業費補助金（ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発基金補助金）実施要領（当該交付要綱及び実施要領に基づく開発テーマに限る。）並びに脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発基金補助金）交付要綱及び脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発基金補助金）実施要領（当該交付要綱及び実施要領に基づく開発テーマに限る。）並びにエネルギー使用合理化設備導入促進等対策費補助金（ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発基金補助金）交付要綱及びエネルギー使用合理化設備導入促進等対策費補助金（ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発基金補助金）実施要領（当該交付要綱及び実施要領に基づく開発テーマに限る。）並びにポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業研究開発計画（以下「研究開発計画」という。）並びに国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構新エネルギー・産業技術業務方法書及びポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発基金の管理及び運用に関する機構達に定めるところによるほかこの規程による。

(事業の目的)

第3条 機構は、ポスト5G（ここでは、現在各国で商用サービスが始まりつつある5Gに対して、さらに超低遅延や多数同時接続などの機能が強化された5Gのことを「ポスト5G」という。）に対応した情報通信システム（以下「ポスト5G情報通信システム」という。）や当該システムで用いられる半導体等の関連技術、先端的な半導体の製造技術の研究開発及びこれに付帯する業務を実施することにより、我が国のポスト5G情報通信システムの開発・製造基盤を強化する。

(事業の実施)

第4条 機構は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構新エネルギー・産業技術業務方法書第3章第1節、第4節並びに第5章第36条及び第37条までの規定に準じて事業を実施する。

- 2 機構は、経済産業省が策定する研究開発計画に従い、事業の進捗管理、研究開発に付随する調査・分析等、研究開発マネジメントを実施する。また、研究開発の推進においては、その途中段階において研究開発目標の達成見通しを適宜確認し、必要に応じて所要の改善を行う。

(雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか、事業を実施するに当たって必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この規程は、2020年3月18日から施行する。

附 則（2020年度規程第2号）

この規程は、2020年4月28日から施行する。

附 則（2022年度規程第51号）

この規程は、2023年3月17日から施行する。

附 則（2023年度規程第37号）

この規程は、2024年3月26日から施行する。

○ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発基金の管理及び運用に関する機構達

2020年3月10日

2019年度機構達第11号

一部改正 2021年2月22日 2020年度機構達第19号

一部改正 2022年10月28日 2022年度機構達第7号

一部改正 2023年3月17日 2022年度機構達第13号

一部改正 2024年3月26日 2023年度機構達第12号

一部改正 2024年6月30日 2024年度機構達第6号

(目的)

第1条 この機構達は、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成20年法律第63号)第27条の2第1項に規定する特定公募型研究開発業務に要する費用に充てるため国から交付される補助金により国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下「機構」という。)が造成するポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業を実施するための基金(以下「基金」という。)の管理及び運用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 機構が造成する基金の管理及び運用については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)並びに産業技術・環境・産業標準政策推進研究開発等事業費補助金(ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発基金補助金)交付要綱及び産業技術・環境・産業標準政策推進研究開発等事業費補助金(ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発基金補助金)実施要領(当該交付要綱及び実施要領に基づく開発テーマに限る。以下同じ。)並びに脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金(ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発基金補助金)交付要綱及び脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金(ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発基金補助金)実施要領(当該交付要綱及び実施要領に基づく開発テーマに限る。以下同じ。)並びにエネルギー使用合理化設備導入促進等対策費補助金(ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発基金補助金)交付要綱及びエネルギー使用合理化設備導入促進等対策費補助金(ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発基金補助金)実施要領(当該交付要綱及び実施要領に基づく開発テーマに限る。以下同じ。)並びに国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構新エネルギー・産業技術業務方法書及び会計規程に定めるところによるほか、この機構達の定めるところによる。

(基金の造成)

第3条 機構は、経済産業省が定める研究開発計画に従い、ポスト5G（ここでは、現在各国で商用サービスが始まりつつある5Gに対して、さらに超低遅延や多数同時接続などの機能が強化された5Gのことを「ポスト5G」という。）に対応した情報通信システムや当該システムで用いられる半導体等の関連技術、先端的な半導体の製造技術の研究開発及びこれに附帯する業務（以下「基金事業」という。）を実施するため基金を造成するものとする。

2 機構は、基金事業の実施のために必要な場合には、経済産業大臣（以下「大臣」という。）による交付決定を受けて、過年度に造成した基金に積み増すことができるものとする。

3 機構が基金の管理を行う期間は、基金事業が終了し、その事業に係る精算が終了するまでとする。

(基本的事項の公表)

第4条 機構は、基金の名称、基金の額、基金のうち国庫補助金等相当額、基金事業の概要、基金事業を終了する時期、定期的な見直し時期、基金事業の目標について、基金造成又は積み増し後速やかに公表するものとする。

(報告)

第5条 機構は、基金事業が終了するまでの間、毎年度、基金の額（残高及び国庫補助金等相当額）、基金事業に係る収入・支出及びその内訳（今後の見込みを含む。）、基金事業の実施決定件数・実施決定額、保有割合（「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成18年8月15日閣議決定）中「3（3）基金の保有に関する基準」に示されている保有割合をいう。）、保有割合の算出根拠、基金事業の目標及び目標に対する達成度等について、翌年度の6月30日までに大臣に報告しなければならない。

2 機構は、基金管理の実施が困難となった場合においては、速やかに大臣に報告し、その指示を受けなければならない。

3 機構は、基金の管理及び運用又は基金事業の指導監督に影響を及ぼしうる変更があった場合は、速やかに、大臣に報告しなければならない。

(基金の経理等)

第6条 機構は、基金の収支状況を会計規程第11条に規定する会計帳簿等によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿等その他大臣が定める様式による調書を整備し、基金の管理の終了した日の属する会計年度の終了後5年間、大臣からの要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかななければならない。

(基金の管理及び運用)

第7条 機構は、基金の管理については、資金の安全性と資金管理の透明性が確保される方

法により行うものとし、基金の管理方法に関する具体的な内容については、事前に大臣の了解を得るものとする。

- 2 機構は、基金の運用について保有することができる資産は、次の各号に掲げるものとする。
 - 一 国債、地方債その他确实かつ有利な有価証券
 - 二 金融機関への預金（普通預金又は定期預金）
 - 三 元本に損失が生じた場合にこれを補填する旨を定める契約を締結した金銭信託の受益権
- 3 機構は、基金の運用によって生じた利子その他の収入金（基金事業に係る契約の相手先若しくは助成金の交付先（以下「実施者」という。）から、取得財産の処分に伴う収入、収益納付に伴う収入、その他の収入が得られた場合、これらの収入を含む）は、当該基金に充てるものとし、他の費用に流用してはならない。
- 4 基金事業の実施に要する経費は、別表によるものとする。
- 5 基金からの支払いに当たっては、年度計画に定める予算の範囲内で、支払額、その明細及びその根拠を示す書類を整え、実施するものとする。
- 6 機構は、自ら実施する業務のうち、事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理部分について、委託、外注を行ってはならない。また、機構が実施する業務に係る費用のうち委託・外注の額の合計の割合が50%を超える場合は、事前に大臣の了解を得るものとする。
- 7 機構は、自身が実施する業務を委託、外注する場合は、相見積もりを取り、相見積もりの中で最低価格を提示した者を選定しなければならない。相見積もりを取らない場合又は最低価格を提示した者を選定しない場合等、競争性のない方法による場合には、その選定理由を明らかにした選定理由書を作成しなければならない。
- 8 機構は、自身が実施する業務を委託、外注（契約金額100万円未満は除く）を行う場合、業務の実施に要した経費の精算処理（契約書、見積書、請求書、業務日誌等の証憑類を確認し、確認ができた経費のみ支払いを行うこと）を実施しなければならない。
- 9 精算処理（委託先・外注先及びそれ以下の委託先、外注先を含む）において、一般管理費を経費に対する一定の割合で計上する場合は、経済産業省が定める委託事業事務処理マニュアルの「一般管理費に関する経理処理」に記載の入札公告、公募要領等において別途指定した場合と同じ率を上限とする。また、精算処理を行う委託先・外注先からさらに再委託・再外注を行う場合には、一般管理費の算定対象とする経費に再委託・再外注の経費（精算処理の対象か否かを問わない）を含むことはできない。
- 10 機構は、自身が実施する業務を委託、外注（契約金額100万円未満は除く）した場合は、当該業務に係る履行体制図（契約相手先名、契約金額、業務範囲等を記載したもの）を、毎年度末経過後速やかに大臣に提出しなければならない。

（基金管理委員会）

第8条 前条に掲げる基金の管理及び運用に関し、必要な事項を審議するため、機構に基金

管理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会では、次の各号に掲げる事項を審議する。
 - 一 基金の取扱金融機関及び資金運用に関する事項
 - 二 基金の支出に関する重要事項
 - 三 その他基金の資金運用に関する必要事項
- 3 委員会は、理事長、副理事長、経営企画担当理事、事業統括部を担当する理事、経理担当理事、基金事業を所掌する部（以下「主管部」という。）担当理事、経営企画部長、事業統括部長、経理部長、主管部の所属長、その他委員長があらかじめ指名する者をもって構成し、委員長は理事長をもってあてる。ただし、委員長が不在であって、かつ、緊急に案件処理を必要とする場合には、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代行する。
- 4 委員長は、必要と認める場合には、外部の専門的知識を有する者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。
- 5 委員会は、委員長が招集し、委員の過半数の出席をもって成立するものとする。ただし、委員長が必要と認めたときは、書面により委員会を開催することができる。
- 6 委員会の事務は、主管部及び経理部が担当する。

（国庫納付）

第9条 機構は、基金事業の終了時において、基金に残余がある場合は、これを国庫に納付するものとする。

- 2 機構は、基金の額が基金事業等の実施の状況その他の事情に照らして過大であると大臣が認めた場合は、速やかに、交付を受けた補助金の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付しなければならない。
- 3 機構は、産業技術・環境・産業標準政策推進研究開発等事業費補助金（ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発基金補助金）実施要領又は脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発基金補助金）実施要領又はエネルギー使用合理化設備導入促進等対策費補助金（ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発基金補助金）実施要領中「8. 基金の検査等」に規定する大臣等による基金の検査等の結果、大臣が基金に余剰があると認める場合に、余剰金の返還を求められたときは、速やかに余剰金を国庫に納付しなければならない。ただし、大臣が請求する余剰金の計算に疑義がある場合は、大臣と協議を行うものとする。
- 4 機構は、基金の管理の終了後において、実施者から基金への返還があった場合には、これを国庫に納付しなければならない。

附 則

この機構達は、2020年3月18日から施行する。

附 則（2020年度機構達第19号）

この機構達は、2021年2月22日から施行する。

附 則（2022年度機構達第7号）

この機構達は、2022年10月28日から施行する。

附 則（2022年度機構達第13号）

この機構達は、2023年3月17日から施行する。

附 則（2023年度機構達第12号）

この機構達は、2024年3月26日から施行する。

附 則（2024年度機構達第6号）

この機構達は、2024年7月16日から施行する。

別表

基金事業に要する経費の区分

区分	内容
ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業費	ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業に要する経費
業務管理費	人件費、謝金、旅費、会議費、借料、資料購入費、消耗品費、通信運搬費、資料廃棄費、水道光熱費、システム運営費（維持・保守費、開発費含む）、広報費、印刷費（資料作成費含む）、雑役務費、外注費、委託費、租税公課、一般管理費、その他経済産業省が必要と認める経費

参 照 条 文 等

○科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）（抄）

（基金）

第二十七条の二 公募型研究開発に係る業務を行う研究開発法人のうち別表第二に掲げるもの（次条第一項において「資金配分機関」という。）は、独立行政法人通則法第一条第一項に規定する個別法（第三十四条の六第一項及び第四十八条第一項において単に「個別法」という。）の定めるところにより、特定公募型研究開発業務（公募型研究開発に係る業務であって次の各号のいずれにも該当するもの及びこれに附帯する業務をいう。）に要する費用に充てるための基金（以下単に「基金」という。）を設けることができる。

- 一 将来における我が国の経済社会の発展の基盤となる先端的な研究開発等又は革新的な技術の創出のための研究開発等に係る業務であって特に先進的で緊要なもの
 - 二 複数年度にわたる業務であって、各年度の所要額をあらかじめ見込み難く、弾力的な支出が必要であることその他の特段の事情があり、あらかじめ当該複数年度にわたる財源を確保しておくことがその安定的かつ効率的な実施に必要であると認められるもの
- 2 基金の運用によって生じた利子その他の収入金は、当該基金に充てるものとする。
 - 3 独立行政法人通則法第四十七条及び第六十七条（第七号に係る部分に限る。）の規定は、基金の運用について準用する。この場合において、同法第四十七条第三号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補填の契約があるもの」と読み替えるものとする。

（国会への報告等）

第二十七条の三 資金配分機関は、基金を設けたときは、毎事業年度、当該基金に係る業務に関する報告書を作成し、当該事業年度の終了後六月以内に主務大臣に提出しなければならない。

- 2 主務大臣は、前項の報告書の提出を受けたときは、これに意見を付けて、国会に報告しなければならない。

○国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成14年法律第145号）（抄）

（特定公募型研究開発業務基金の設置等）

第十六条の三 機構は、経済産業大臣が通則法第三十五条の四第一項に規定する中長期目標において第十五条各号に掲げる業務のうち科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の二第一項に規定する特定公募型研究開発業務として行うものに関する事項を定めた場合には、同項に規定する基金（以下「特定公募型研究開発業務基金」という。）を設け、次項の規定により交付を受けた補助金をもってこれに充てるものとする。

- 2 政府は、予算の範囲内において、機構に対し、特定公募型研究開発業務基金に充てる資金を補助することができる。

○国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構新エネルギー・産業技術業務方法書（経済産業大臣認可 平成 15 年 10 月 1 日、2025 年 10 月 3 日一部改正）（抄）

第 16 条 機構は、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成 20 年法律第 63 号。）第 27 条の 2 に規定する業務については、機構法第 16 条の 3 第 1 項及び第 2 項に基づき、特定公募型研究開発業務に要する費用に充てるため国から交付される補助金により設けた基金（以下「特定公募型研究開発業務基金」という。）により、将来における我が国の経済社会の発展の基盤となる先端的な研究開発等又は革新的な技術の創出のための研究開発等を実施する。

2 特定公募型研究開発業務基金の設置及び業務の実施に必要な事項については、別に定めるところによる。

○国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 第 5 期中長期目標（経済産業大臣決定 令和 5 年 3 月 1 日、令和 7 年 2 月 27 日一部変更）（抄）

Ⅲ. 研究開発成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項

1. 研究開発マネジメントを通じたイノベーション創出への貢献

（3）特定公募型研究開発業務の実施

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成 20 年法律第 63 号）第 27 条の 2 第 1 項に規定する特定公募型研究開発業務（特に先進的で緊要な革新的技術の創出のための研究開発等であって事業の実施が複数年度にわたり、その事業の実施者を公募により選定するもの。以下同じ。）を経済産業省等と連携して実施する。

②ポスト 5 G 情報通信システム基盤強化研究開発事業

経済産業省が策定する研究開発計画に従い、NEDO は、事業の進捗管理、研究開発に付随する調査・分析等、研究開発マネジメントの実施を担うものとする。なお、研究開発の推進においては、その途中段階において、研究開発目標の達成見通しを適宜確認し、必要に応じて所要の改善を行うものとする。また、研究開発終了後は研究開発目標の達成状況など所要のフォローアップを行うものとする。

IV. 基金事業の適切な管理・執行

NEDO の中長期目標期間を超えて長期間実施される基金事業である特定公募型研究開発業務、特定半導体生産施設整備等助成業務及び特定重要物資の安定供給確保支援業務については、基金額の適切な管理・運用、助成金の申請手続き等の効率化・迅速化及び支援事業者管理等を適切に行った上で管理・執行することが求められる。

このため、基金事業に該当する以下の事業・業務について、管理・執行にあたっての共通の指標を設けることにより、基金の管理・執行面の評価を一体的に行うものとする。

②ポスト 5 G 情報通信システム基盤強化研究開発事業（再掲）

（定量指標）

指標 4-1：外部有識者により構成される委員会において、①基金管理、②審査業務が適切に実行されて

いるかを評価し、特筆すべき政策的要請による取組であることや他の取組への相乗効果が期待できる工夫をしていることなどが確認できた場合には、加点を行うなどして評価し、4段階評点の平均が最上位または上位の区分の評価となることを目標とする。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術
総合開発機構令和6年度特定公募型研究開
発業務（ポスト5G情報通信システム基盤
強化研究開発）に関する報告書に付する経
済産業大臣の意見

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第27条の3第2項の規定に基づき、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構令和6年度特定公募型研究開発業務（ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発）に関する報告書に付する経済産業大臣の意見は次のとおりである。

経済産業大臣

令和6年度特定公募型研究開発業務（ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発）については、以下の点から、透明性・公正性に十分留意したものであり、適正であったと認められる。

1. 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構においては、事業の効果的な運用を図るとともに、経済産業省と協議を行い、事業の公募や実施者の選定、実施中の事業の進捗確認、また終了事業のフォローアップを行うなど、着実に業務を実施した。
2. 基金の管理については、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第27条の2第3項、産業技術・環境・産業標準政策推進研究開発等事業費補助金（ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発基金補助金）実施要領（20200304財情第1号、一部改正20250129財情第2号）第2の4.、脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発基金補助金）実施要領（20230209財情第3号、一部改正20250129財情第2号）第2の4.、エネルギー使用合理化設備導入促進等対策費補助金（ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発基金補助金）実施要領（20240

305財情第1001号、一部改正20250129財情第2号)第2の4.及び半導体・人工知能関連技術基盤強化対策費補助金(ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発基金補助金)実施要領(20250129財情第2号)第2の4.の規定に基づき、資金の安全性と資金管理の透明性を確保し、適切な運用が図られた。